指導参考資料(教職員用)

部落差別の解消をめざして

~人権尊重の社会づくりの担い手となる児童生徒の育成~



鳥取県教育委員会 鳥取県同和対策協議会

よりよい授業づくりをお考えの先生方へ

人権学習の授業づくりをサポートします!

授業づくりサポーター派遣

県内学校からの依頼(学年単位でも可)に応じて、サポーター(人権教育課指導主事)を派遣し、よりよい人権学習の授業づくりのために、効果的な学習教材の選定・開発や指導方法等について、短期・ 長期を問わず、あなたの学校をサポートします。

【派遣の流れ】

①申込み

人権教育課のホームページ から、【指導主事派遣事業】 申請書をダウンロードして お申し込みください。

申請書はこちら↓





②サポーターを派遣

回数に関わらず人権教育課 の指導主事を派遣します。派 遣に係る学校の負担はあり ません。



③学校の課題に応じた支援

- ・学習指導計画、学習指導案などに対する助言
- ・事前検討会、事後検討会な どでの助言
- ・授業づくりに関することへの助言 等

【活用例】

学習計画の作成から、授業改善までを長期的にサポートする場合

・1回目:教職員研修「実践行動につながる人権学習の授業づくり」

· 2回目:事前検討会(単元計画作成)

· 3回目:事前検討会(指導案検討)

・4回目:授業実施(参観)、事後検討会

※上記のいずれか1つの依頼も可能です。



【お問合せ・申込先】

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 人権教育担当

TEL:0857(26)7535 FAX:0857(26)8176

メール: jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

https://www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/

人権教育課HP はこちら↓



はじめに

平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」では、「現在もなお部落差別が存在する」と指摘するとともに、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めています。本資料は、この法律の趣旨を踏まえ、教職員が学校で部落差別の解消につながる学習(同和問題学習)を進める上で参考となるよう、鳥取県教育委員会が鳥取県同和対策協議会*と協力して作成したものです。

同和問題(部落差別)(以下「同和問題」という。)は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する重大な問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻かつ重要な課題です。その早期解消を図ることは、国民的課題でもあります。

「平成30年版人権教育・啓発白書」(法務省・文部科学省)では、「部落差別等の同和問題を知っている」とする者の割合は82.3%と高く、その中でも初めて知ったきっかけは、学校教育が大きな割合を占めています。「部落差別等の同和問題を知っている」とする者に、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」を挙げた者の割合(40.1%)が最も高く、以下、「差別的な言動をされること」(27.9%)、「身元調査をされること」(27.6%)等の順となっています。また、部落差別解消推進法が施行されたことを踏まえた追加の設問において「現在もなお部落差別が存在する理由」を聞いたところ、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」を挙げた者の割合(55.8%)が最も高く、以下、「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」(34.6%)、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」(25.5%)等の順となっています。この調査結果からも、同和問題に関する教育や啓発の重要性と、それを通じて差別のない真に人権が尊重される社会をつくっていくことの重要性が読み取れます。

本県においても、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを悪用した差別情報の掲載等の問題が発生しています。偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に取り組みましょう。

※ 鳥取県同和対策協議会:部落差別の解消に向けた対策を検討・協議するために県が設置した協議会です。県、市町村、 教育委員会、当事者団体、学識経験者等で組織しています。

活用に当たって

本資料は、学校で部落差別の解消につながる資質・能力を育成する上で教職員に参考としてもらえるように作成していますが、具体的な展開は学校や地域の状況に応じて行う必要があります。各学校においては、児童生徒の実態や家庭・地域の教育的ニーズを十分に把握し、実態に即した学習となるよう工夫してください。また、部落差別を直接取り上げる学習だけでなく、様々な人権問題についての学習や人権に関する知的理解を深める学習等と関連させながら取り組むことが大切です。併せて、自尊感情を高め、安全・安心な学級づくり、互いに高め合える集団づくり、学習保障の取組、さらには人権感覚を高めるための取組等、教育活動全体を通して、計画に基づいた連続的・系統的な指導が望まれます。

<	目	次	>

1.	これまでの取約	11	1
2.	学びのナビゲー	-ション	
	【ポイント1】	同和問題学習は何のためにするのかを確認しましょう。・・・・・・・・・・	2
	【ポイント2】	教職員が同和問題を正しく理解することから始めましょう。・・・・・・・・	2
	【ポイント3】	「教えるから差別がなくならない」という考え方は誤りです。・・・・・・・	4
	【ポイント4】	学校としての組織的な取組にしましょう。・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	【ポイント5】	人権教育を通して育てたい資質・能力を明確にしましょう。・・・・・・・・・・	5
	【ポイント6】	連続性・系統性を考慮した学習計画を作成しましょう。・・・・・・・・・・	6
	【ポイント7】	「参加型」(協力・参加・体験)を進めましょう。・・・・・・・・・・・	7
	【ポイント8】	人権尊重の社会づくりにつながる教材を選びましょう。・・・・・・・・・・	8
	【ポイント9】	各教科等における知的理解に関わる内容を人権感覚の育成につなげましょう。・	9
3.	社会科における	る同和問題に係る記述(抜粋)と指導上の視点・・・・・・・・・・・・・・	12
	各地区(東·	・中・西)の小学校・中学校・義務教育学校で使用されている教科書から、同和問	題
	に係る記述を抜	友粋して掲載しています。また、参考として高等学校の教科書記述も掲載していま	す。
		関係上、人権教育課ホームページには掲載していません。	
4.	インターネット	、と人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
5.	学習指導事例・		23
	【小学校】	5年 学級活動 「『うわさ』ってどんなものだろう」・・・・・・・・・・	24
	【小学校】	6年 社会科 「世界に歩み出した日本」・・・・・・・・・・・・・・	27
	【小学校】	6年 特別の教科 道徳 「わたしのおかねなのに」・・・・・・・・・・・	28
	《コラム1》	識字(識字運動)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	【中学校】	学級活動 「教科書無償給与制度について学ぼう」・・・・・・・・・・・・	33
	《コラム2》	教科書無償運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	【中学校】	学級活動 「奨学金等に関する制度の意義と自己実現」・・・・・・・・・・	3 7
	《コラム3》	鳥取県育英奨学資金制度の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
	【中学校】	特別の教科 道徳「関係ない」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	【中学校】	特別の教科 道徳「人の値うち」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	【小学校上学年	F・中学校・高等学校】 学級活動・ホームルーム活動	
		「インターネット上にある様々な情報を批判的に読み解こう」・・・・・・	45
	《コラム4》	1人1台ずつ端末を使用する前に	
	Fully fate NA LL.	~フィルターバブルとエコーチャンバーの危険性を知る~・・・・・・・	47
	【高等学校】	ホームルーム活動 「公正な採用選考の実現に向けて」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	《コラム5》 "~~~~~~~	就職差別撤廃の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	《コラム6》 【1384年1384	身元調査お断り運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		F・中学校・高等学校】 学級活動・ホームルーム活動	
_		「私たちの持っている権利について学ぼう ~子どもの権利条約~」・・・・・	53
6.	参考資料・・・		59
		解消の推進に関する法律》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
		言》(要約)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
_		音導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編》(抜粋)・・・・・・・・	61
7.	用語解説・・・		62

1. これまでの取組 ~部落差別を解消するための政策と経緯(同和対策審議会答申以降)~

年度	県関係	国関係
昭和 40(1965)	・県教委、「同和奨学金制度」創設	·同和対策審議会答申
昭和 41(1966)		・文部省「同和奨学金制度」創設
昭和 43(1968)	10 5-75-77-14 0 5-7-7	・法務省「壬申戸籍」の一般閲覧の差し止めを通達
昭和 44(1969)	10 年時限法、3 年延長	· 「同和対策事業特別措置法」(同対法)施行
		・小中学校全学年に教科用図書を無償給付
昭和 47(1972)		・中学校社会科教科書に同和問題の記述
昭和 48(1973)	・「部落解放月間」制定	・「全国統一応募用紙」制定
昭和 49(1974)		・小学校社会科教科書に同和問題の記述
昭和 50(1975)	· 県教委、 「鳥取県同和教育基本方針」 策定	・部落地名総鑑事件
昭和 54(1979)	・県教委、同和教育主任を制度化 5 年時限法	
昭和 57(1982)	5年時限法、5年延長、一部5年再延長	·「地域改善対策特別措置法」(地対法)施行
昭和 62(1987)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置
i	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について	に対する法律」(地対財特法)施行
平成 6(1994)	同和问题の早期解伏に同じたう後の万東の任り方にういて	・文部省「学校における同和教育指導資料」刊行
平成 7(1995)	・県教委、「鳥取県同和教育基本方針」一部改正	
平成 8(1996)	・「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定	· 地域改善対策協議会意見具申
	県教委、「同和教育基本必携」刊行	- 「人権擁護施策推進法」
平成 9(1997)	・「鳥取県人権施策基本方針」を策定	・「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画策定
平成 10(1998)	・「人権教育のための国連 10 年」県内行動計画策定	
	・「差別落書き未然防止指針」策定	「佐善手の理会に関する同見相互の理知を深めてもめの教育
	・県教委、人権教育副読本「はばたき」(小学校高学年・	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育 及び啓発に関する総合的な推進に関する基本的事項について
T. D. 11 (1000)	中学校)刊行	
平成 11(1999)	・県教委、人権教育副読本「はばたき」(小学校低学年・	· 人権擁護推進審議会審議会答申
₩₽19/9000	中学年)刊行 	
平成 12(2000) 平成 13(2001)	 ・第 53 回全国人権・同和教育研究大会を鳥取県で開催	・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ※地対財特法一部改正法の失効
一件风 13(2001)	・第 33 回主国人権・PM教育研先人会を局収県で開催 	
平成 14(2002)		・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成 15(2003)	・県教委、「差別事象に学ぶ」刊行	—
平成 16(2004)	· 県教委、「 鳥取県人権教育基本方針」 策定	・文科省、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次
平成 17(2005)	・県教委、「人権教育のてびき(学校教育編)」刊行 	とりまとめ〕」公表
平成 18(2006)		・文科省、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次
平成 19(2007)	・県教委、「人権教育全体計画と人権学習年間指導計画	とりまとめ〕」公表
₩ 1 20/2000)	の作成ポイントと手順例」刊行	・文科省、「 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次
平成 20(2008)	・「人権尊重の社会づくり条例」一部改正 	
平成 21(2009)	 ・県教委、「人権教育における実践と評価 刊行	とりまとめ]」公表 ・文科省、「H20 実施全国人権教育推進状況調査 の結果公表
平成 21(2009)	・宗教安、「八惟教育にありる美成と計画」刊1 ・「鳥取県人権施策基本方針-第2次改訂- 策定	一、文件有、1020 美加至国人惟教有推進从优調直」の結果公衣
十9% 22(2010)	· 県教委、「鳥取県人権教育基本方針-第1次改訂-」策定	
平成 23(2011)		 ・「人権教育・啓発に関する基本計画 一部変更
平成 25(2011)		・ 文科省、「H24 実施全国人権教育推進状況調査 の結果公表
平成 25(2013)	 ・「差別落書き未然防止指針 改正	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
平成 28(2014)	・「鳥取県人権施策基本方針-第3次改訂-」策定	 ・「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消
, ,,,, =0(=010)	· 県教委、「鳥取県人権教育基本方針-第2次改訂-」策定	推進法)」施行
平成 29(2017)		・「部落差別の実態に係る調査」の実施
平成 31(2019)	 ・県教委、 指導参考資料(教職員用)「部落差別の解消をめざ	E1 14 CENTS - 7 COUNT - VI 1 & B.OTET - 4 V/VIII
. // = (=010)	して」刊行	
令和 3(2021)	・「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」一部改正	・文科省、『「 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三
令和 4(2022)	・「鳥取県人権施策基本方針-第4次改訂-」策定	次とりまとめ〕」補足資料』公表
令和 5(2023)	· 県教委、「鳥取県人権教育基本方針 - 第3次改訂 - 」策定	
•		

2. 学びのナビゲーション

ポイント1 同和問題学習は何のためにするのかを確認しましょう。

<人権尊重の社会づくりの担い手となる児童生徒の育成>

同和問題学習に取り組むことで、**部落差別の解消のみならず、人権尊重の社会づくりにもつながって**いきます。

生まれに基づく差別は様々な差別にもつながることから、児童生徒が部落差別の背景にある社会の仕組みや人々の意識等を考えることを通して、自分の日常生活や身の回りの状況を重ね合わせ、「人権尊重の社会づくりの担い手」としての社会的立場の自覚を深めることが必要です。

the abelian in the

誰もが持っている「**人権」**を正しく理解し、「**権利」と「責任」**を持つ主体として、全ての人の自由と権利が守られ、誰にとっても住みよい社会をつくるために責任を果たそうとする人を育成することがポイントです。

※「権利」と「責任」については用語解説 p62 を参照してください。

ポイント2 教職員が同和問題を正しく理解することから始めましょう。

<部落差別のない社会を実現するために>

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28(2016)年12月に公布、施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、今なお日常生活の上で差別を受けている日本固有の重大な人権問題です。「部落差別解消推進法」の趣旨をふまえ、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するための教育に取り組むことが必要です。

◆部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

※全文は p59 に掲載

(目的)

第一条 この法律は、^①現在もなお部落差別が存在するとともに、^②情報化の進展に伴って部落差別に 関する状況の変化が生じている。ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する^③日本国 憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重 要な課題である。ことに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体 の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を 推進し、もって^④部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない 個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める**よう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、**その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める**ものとする。

①現在もなお部落差別が存在するとの認識が示されました。

残念ながら、今なお、差別発言、差別待遇等の問題のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込み等の問題が発生しています。

【部落差別・同和問題に関する人権問題】

(部落差別・同和問題を知っているとする者に、複数回答)

交際や結婚を反対されること (40.4%)、差別的な言葉を言われること (32.3%)、就職・職場で不利な扱いを受けること (27.5%)、身元調査をされること (24.3%)、インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること (14.9%)、差別的な落書きや貼り紙などをされること (12.5%)、同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をするえせ同和行為が行われること (12.0%)、その他 (1.6%)、特にない (24.3%)、無回答 (5.5%)

『内閣府 人権擁護に関する世論調査 (令和4年8月)』より



県内においても、地域や職場、学校、家庭内等での差別的な言動、インターネット上での差別 的表現等、建物等への差別的な落書きや投書等が発生しています。

(参考)鳥取県人権意識調査(令和2年5月)

②インターネットの普及により情報が拡散し、差別がより深刻化しています。

【インターネット上での人権侵害事例の内容】

(部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがあると答えた者に、複数回答) 個人を名指ししない、集団に対する悪口(45.2%)、旧同和地区名の公表(41.4%)、個人を名指しした悪口(27.4%)、差別の呼びかけ(19.6%)、その他(9.1%)、無回答(2.7%)

『法務省人権擁護局 2019 年度人権に関する意識調査(令和元年 8 月)』より



→ インターネット上の掲示板等における差別を助長するような内容の書込みや、特定地域の動画配信等(「匿名性」・「拡散性」の悪用)による人権侵害が行われています。

③部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記 されました。

【日本国憲法】

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権 は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



日本国憲法では、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」であることを規定していますが、差別により全ての人に保障されているはずの人権が完全には保障されていない人たちがいます。

④私たち一人一人に部落差別のない社会を実現することが求められています。

私たち一人一人が部落差別に関する正しい理解を深め、学校や家庭、職場等、日常生活の中のあるゆる場面で自らの人権意識を高めていくことが大切です。



(p12~)の教科書記述の内容をチェックして、部落差別の歴史を整理しましょう。また、 鳥取県人権教育基本方針(p8~)の「同和教育で培われてきた原則について」を読んで同和教育 のあゆみを整理しましょう。

ポイント3 「教えるから差別がなくならない」という考え方は誤りです。

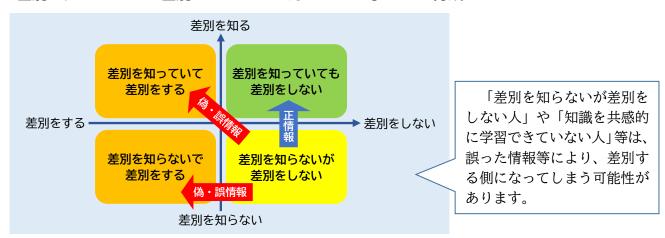
<「寝た子を起こすな論」の否定>

「寝た子を起こすな論」とは、「同和問題を知らない子どもたちにわざわざ教える必要はない」「知らなければ差別しようがないのに教えるからいつまでたっても部落差別がなくならない」「そっとしておけばそのうち部落差別は自然になくなる」という考え方のことをいいます。この考えは、差別の現実に直面すれば無力であり、また、被差別者に忍従を強いることにつながることから、解決への消極的姿勢であるため否定すべきものです。

この考えは以前からあり、同和対策審議会答申の中で、「『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と**明確に否定されている**ものの、60年近く経った現在でもこの考えは根強く存在しています。

「寝た子を起こすな論」は、部落差別解消のための教育・啓発や運動をやめるだけでなく、全ての人がそっとして、部落差別をしないということを前提にしないと成り立たない考え方です。しかし、同和問題に関する教育・啓発をやめたとしても、実際には、インターネットなど何らかの形で同和問題を知る機会が数多くあり、誤った認識を防ぐことはできないと考えられます。このような状況の中、正しい知識を持たない人は、誤った情報を真に受け、知らず知らずのうちに差別に加担してしまう可能性があります。

<差別を知っていても差別をしない生き方をできる子どもの育成>



人の痛みや悲しみに気づく(想像する)ためには、知的な理解が欠かせません。同和問題に関する**正しい知識**を深めるとともに、**人権感覚を育成**する授業づくりをしましょう。

【参考1】マイクロアグレッション 鳥取県人権文化センター啓発パネル No. 42「自覚なき差別」

発する側には相手を傷つけたり差別したりする意図はないものの、社会的マイノリティ(少数派)に対する無知や存在の無視、偏見や差別意識が伝わる言動のことを、マイクロアグレッション(「ささいな」「見えにくい」攻撃)といいます。

これを行う人は、たいていの場合、自分の無知や偏見に気づかず、「自分は差別しない」と思っています。また、言われた側の受け止め方も人によって異なるので、被害を訴えるマイノリティがいると、「悪気はないのに」「これでは何も言えなくなる」「過剰反応だ」など、訴えを逆に非難したり、「差別者扱い」されたと不快感を露わにしたりして、さらにマイノリティを追い込みます。

行う人にとっては、その場限りの「ささいな」言動かもしれません。しかし、マイノリティは日常的に、不特定多数の人から小さな攻撃を受け続けており、心理的ダメージが蓄積していきます。マイクロアグレッションは、悪意に満ちた明らかな差別的言動とは異なりますが、深刻な被害を生み出しています。

ポイント4 学校としての組織的な取組にしましょう。

<人権教育の組織的・継続的な推進>

全ての教職員が連携・協力して人権教育に取り組む組織づくり、場の雰囲気づくりが大切です。

人権教育の目標と推進方針(人権教育全体計画、人権学習年間指導計画)を**教職員全体で共通理解**し、 指導計画の作成や教材の選定・開発等の取組を組織的・継続的に行いましょう。

また、こうした人権教育の取組については、学校における教育活動全体の評価の中で**定期的に点検・評価を行い、主体的な見直し**を行うとともに、その取組に関する情報を保護者や地域の人々に対しても 積極的に提供するよう努めましょう。

※「人権教育全体計画と人権学習年間指導計画の作成ポイントと手順例」(人権教育課ホームページ)、「平成30年鳥取県学校教育のめざすもの」を参照してください。



- ・全ての教職員が人権教育の推進者です。人権教育が一部の教職員の取組にならないよう、 全ての教職員が一体となって人権教育に取り組みましょう。
- ・人権教育全体計画、人権学習年間指導計画については、実践に基づく問題点の整理を行い ながら、評価計画に基づいて**絶えず見直し、改善していく**弾力的な取扱いが必要です。

ポイント5 人権教育を通して育てたい資質・能力を明確にしましょう。

<人権教育を通して育てたい資質・能力>

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力等の様々な資質・能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育です。人権教育を通して育てたい資質・能力については、次の**3つの側面(知識、技能、態度)**から捉えることができます。



人権教育を通して育てたい資質・能力を明確にすることで、人権教育でめざす姿に対して、どの教科等の、どの場面で、どうアプローチするのか、具体的な方策が見えてきます。

【人権教育を通して育てたい資質・能力(例)】

知識

/H IFK	1人 形	
①自由、責任、正義、個人の尊厳、	⑤適切な自己表現等を可能とす	⑩人権の観点から自己自身の行
権利、義務等の諸概念について	るコミュニケーション技能	為に責任を負う意志や態度
の知識	⑥他者の痛みや感情を共感的に	⑪自己についての肯定的態度(自
②人権に関する国内法や条約等	受容できるための想像力や感	尊感情等)
に関する知識	受性	⑫自他の違いを認め、尊重する意
③人権発展の歴史や人権侵害の	⑦人間関係のゆがみ、ステレオタ	識、多様性に対する肯定的態度
現状等についての知識	イプ、偏見、差別を見極める技	③自己の周囲、具体的な場面にお
④自他の人権を擁護し、人権侵害	能	いて、人権侵害を受けている人
を予防・解決するために必要な	⑧合理的・分析的に思考し、公平	を支援しようとする意欲・態度
実践的知識	で均衡のとれた結論に到達す	⑭正義、自由、平等等の理念の実
	る技能	現、社会の発達に主体的に関与
	⑨対立的問題に対しても、双方に	しようとする意欲・態度
	とってプラスとなる解決法を	
	見出すことのできるような建	
	設的な問題解決技能	

技 能

ポイント6 連続性・系統性を考慮した学習計画を作成しましょう。

<連続的・系統的な同和問題学習>

児童生徒の発達段階や学習状況により、人権教育を通して育てたい資質・能力を「知的理解(知識)」と「人権感覚(技能・態度)」の側面で整理し、各学校段階における指導内容の連続性・系統性はもちろんのこと、校種間のそれも考慮し、学習計画を作成しましょう。

また、保・幼、小・中・高校等の学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが大切です。児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて授業研究を行ったりするなど、連続的・系統的な人権教育の実践に努めましょう。そのためにも、**開かれた学校づくり**を積極的に進めましょう。

【知的理解】

『同和問題をはじめとする様々な人権問題を本質から捉えるための基盤となる自由、責任、個人の尊厳、権利等の諸概念についての知識』や、『教科書無償給与制度の実現、公正な採用選考のための統一応募用紙の作成、身元調査や就職差別をなくすための取組、戸籍の公開制限等の同和問題の解決に向けた取組が、全ての子どもたちの教育と就職の機会を保障する取組へと発展してきたこと等、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識』を、自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識となるよう指導しましょう。

【人権感覚】

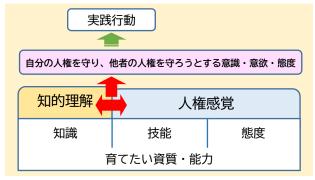
自尊感情を高め、**相手の立場に立って気持ちを考える技能や多様性を尊重する態度**を育てましょう。 特に、「仲間はずし」や「決めつけた見方」をキーワードに差別に気づく人権感覚を高めておくことが大切 です。このような力は、いじめの解決やよりよい人間関係づくりの基盤となります。

また、部落差別を今も起こっている問題として認識し、**人権侵害を受けている人々を支援しようとする技能や態度**、差別のない真に人権が尊重された**社会づくりに向かって行動しようとする技能や態度**を育てましょう。

【校種間における連続性・系統性】



【知的理解と人権感覚の関係】





- ・人権に関する知的理解と、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。知的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他者の人権を守るための実践行動につながります。
- ・連続的・系統的な人権教育の実践のために、各学校は、異なる学校種での授業交流等の機会を活用し、人権教育についての授業研究や情報交換等を行い、異なる学校種の人権教育についての理解を深めることが大切です。

ポイント7 「参加型」(協力・参加・体験)を進めましょう。

<「参加型」を重視した学習>

「参加型」(以下、「参加型学習」)は、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、そして、自他の人権を守るための実践行動につながる学習形態です。効果的な参加型学習にするためには、学習者が、単に自分の経験や意見を出し合うだけでなく、お互いの経験や意見から学び合うことで新たな発見や学びを獲得し、さらに現実社会への「参加」をめざすことができるよう、学習を展開する必要があります。鳥取県がめざす人権教育における「参加型学習」は、「第三次とりまとめ」が「協力」「参加」「体験」を中核とする学習形態を提起していることと同じ方向性です。また、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものです。



教職員には、知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが求められます。そのため、子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、「ファシリテーター(学習促進者)」としての役割が期待されます。

【参考2】人権教育における指導方法の基本原理 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

①「協力的な学習」

児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習である。こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与える。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技能や自尊感情を培う。

②「参加的な学習」

学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。

③「体験的な学習」

具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な 習慣や技能を身に付ける学習である。自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって 学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

【参考3】主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」補足資料」

学習指導要領の総則では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められており、各教科等の指導に当たっての配慮事項が示されている。

第三次とりまとめでは、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から捉えているが、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面については、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身に付くものとされている。人権教育の指導方法の基本原理として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことも示されている。こうした学習は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものであり、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになる。

ポイント8 人権尊重の社会づくりにつながる教材を選びましょう。

<教材の選定・開発における留意点>

人権教育の教材の選定・開発に当たっては、まず何よりもその**学習の目的が明確化**されなければなりません。その教材から、子どもたちに**どのような知識や技能を身に付けさせたいのか**、子どもたちの中に**どのような意識や態度を育みたいのか**が、具体的に設定されている必要があります。その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、教材の内容面での創意工夫を行いましょう。

教材の選定・開発に当たっては、以下の点に留意して検討する必要があります。

- ①発達段階 部落差別解消推進法の基本理念である「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」を教材選定の基本とし、児童生徒の発達段階に合わせて、ねらいを明確に設定するとともに、教材を適切に選定しているか。
- ②公正な観点 教材の内容が教育基本法、学校教育法等の法令の趣旨に沿い、特定の主義主張に偏らない公正なものであるか。
- ③地域の実態 地域の歴史的背景や現状をはじめとし、同和問題に関する保護者等の認識や願い等、地域の実態を的確に反映しているか。



- ・**児童生徒・保護者・地域住民等の中に、被差別当事者が含まれている**という前提に常に立ちましょう。
- ・部落差別の現実を伝えるだけでなく、部落差別の解消に向けて**「明るい展望」**がもてるよう に指導することが重要です。

【参考4】効果的な教材の例 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 」

○外部講師の講話やふれあいの教材化

人権福祉センターや隣保館等において人権問題と直接関わって働く人、また、人権問題に係る当事者などの講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。また、地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは、生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的である。なお、当事者とともに学ぶ場合には、人権上の配慮に基づいた十分な事前指導を行う必要がある。

○教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

人権教育の教材は、人として共に生きていく上での、よりよい出会いをつくる機会を与えるものとして、また、そうした出会いづくりに必要な知識・態度・技能を養うためのものとしても重要である。児童生徒が人間同士の関係について考えるための基礎・基本として、「権利に関する知識を習得する」、「世界人権宣言、児童の権利条約、憲法などの条文化された法規への理解を深める」、「知識を通して行動や態度の変容を促し実践へとつなぐ」などの学習が必要であり、そのための教材の工夫が求められる。また、技能を学ぶ学習においては、例えばエンカウンターのような、児童生徒の人間関係づくりのための手法やプログラムの活用も念頭に置き、必要な教材の選定・開発を行っていくことが考えられる。



🚧 【外部講師による講演会等を実施する場合の留意点】

- ・講演会等が単発の学習にならないよう**学習計画に適切に位置づける**。
- ・事前に講師候補者と学習のねらいや留意点について共有する。
- ・事前に児童生徒と講演会等のねらいを共有し、主体的な学習になるよう工夫する。

ポイント9 各教科等における知的理解に関わる内容を人権感覚の育成につなげましょう。

<社会科等において同和問題学習を展開する上でのポイント>

社会科等において同和問題学習を進めるに当たっては、**単なる知識伝達に止まらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習**を可能にする指導方法を活用する努力が求められます。以下のことを意識して学習を組み立てましょう。

- ①部落差別の背景にある社会の仕組みや人々の意識等を考え、**日本の歴史全体の中でその関連性を踏まえて指導する**こと
- ②差別解消に向け立ち上がった人々の姿等、**差別解消への展望が持てる学習**となるように工夫し、学習 内容と、自分の日常生活や身の回りの状況を重ね合わせる作業をすること
- ③**賤民身分を表す言葉等を指導する場合**、現実に、それらの言葉を使った差別発言等が起きていることを踏まえ、子どもたちの同和問題に対する理解・認識に即して、**提示の仕方に十分留意するとともに、事後も継続的に指導する**こと



鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果では、「同和問題をはじめて知ったきっかけ」について、「学校の授業で教わった」と答えた割合が47.5%、「父母や家族から聞いた」が20.5%で、「同和問題(部落差別)を知らない」と答えた割合は2.4%となっています。

【参考5】人権教育の充実をめざした教育課程の編成 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料」

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校における人権教育は、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要であると第三次とりまとめでは言及されている。

<教科等横断的な視点を踏まえた人権教育の展開>

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行う に当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等 のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うことになります。このため、**教科等横断的** な視点は、人権教育においては特に重要です。



・教科等横断的な視点を踏まえた学習計画を1単元として捉え、「**単元を貫く問い**」を設定することで、より一層、主体的・対話的で深い学びの実現へ向けた授業改善につながります。

【参考6】カリキュラム・マネジメントの推進 「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則」

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。以下同じ。),問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

<教科等横断的な視点を踏まえた学習計画(例)>

◆小学校

- ・右表は、それぞれの学習を通して、各教科等の特質から、特に育てることのできる資質・能力については大文字で、付属的なものについては小文字で例示したものです。
- ・人権感覚と知的理解を結びつけて育成する ことで、自他の人権を守ろうとする意識・ 意欲・態度が身に付き、ひいては自他の人 権を守るような実践行動につながります。

1	社会	知識・技能・態度	知的理解	態度を守ろる	
2	学活	知識・技能・態度	人権	態度権を守ろうとする意識・意欲・自分の人権を守り、他者の人	実践行動
3	総合	知識・技能・態度	権感覚	他者の人	

<指導計画>

	1	次	教科	主題・題材名	○教科等のねらい ●人権教育を通して育てたい資質・能力
【単元を貫く問		1	社会	わたしたちの くらしと日本 国憲法	○日本国憲法は国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに~。【知識・技能】●自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識
[V]				【参照】3.社会	会科における同和問題に係る記述(抜粋)と指導上の視点 p17
誰もが安心して暮らせ		2	学活	私たちのもっ ている権利に ついて学ぼう 【(2)イ より よい人間関係 の形成】	 ○身の回りで起こった出来事等を権利の視点から検証し、根拠を持って問題点を指摘することができる。【思考力・判断力・表現力】 ●人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能【教材】世界人権宣言カード、子どもの権利条約カード※人権教育課 HP に掲載
して暮らせる社会をつくるため			•	身近な話題を通し	点・工夫等》 等、学びの成果を効果的に活用し、本時の学習課題へつなげる。 して具体的な権利を示した世界人権宣言(子どもの権利条約)に の生活と持っている権利の関係について理解を深める。 【参照】学習指導事例 p53
ために、大切にしたいことは?		3	総合	権利を守るための取組を調べよう	 ○県民等の人権に関する意識調査の結果から、実態把握を基に 課題を見出し、人権が尊重された社会づくりの担い手として 自分には何ができるか考える。【思考力・判断力・表現力】 ●人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等 についての知識 ●複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡の とれた結論に到達する技能 ●社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 【資料】人権に関する意識調査、地域や企業の取組、関係施設 等訪問
			3	《 指導上の留意 ! 1・2次の学習 を権利の視点か 地域社会におけ	点・工夫等》 を3次に関連付け、総合的な学習の時間における探究的な学びら理解したり、思考・判断・表現したりできるようにする。 る体験活動等に取り組むことで、個人情報に接する度合いが増 報等の取扱いについて慎重な配慮を行う。

◆中学校

- ・右表は、それぞれの学習を通して、各教科等の特質から、特に育てることのできる資質・能力については大文字で、付属的なものについては小文字で例示したものです。
- ・人権感覚と知的理解を結びつけて育成する ことで、自他の人権を守ろうとする意識・ 意欲・態度が身に付き、ひいては自他の人 権を守るような実践行動につながります。

1	道徳	知識・技能・態度			態度を守ろる	
2	社会	知識・技能・態度	知的理解	人権感覚	態度というとする意識・意欲・自分の人権を守り、他者の人	実践行動
3	学活	知識・技能・ 態度		_	微・意欲・	

<指導計画>

<指	導計	判 > ฺ				
]		次	教 科	主題・題材名	○教科等のねらい ●人権教育を通して育てたい資質・能力
【単元を貫く問い】			1	道徳	誰もが安心して暮らせるために 【C公正、公平、社会正義】	 ○作者が人々に気付いてほしい「あやまち」について考えることを通して、人を様々な属性等によって評価することの不合理さに気づき、互いに尊重し合って生きていこうとする心情を育てる。 ●人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能 ●人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
誰もが						【参照】学習指導事例 p43
誰もが安心して暮ら			2	社会	室町文化とそ の広がり	○武家文化と公家文化の融合など、室町時代の文化の特色を理解する。【知識・技能】●自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度●人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
して暮らせる社会をつくるたっ	+			8	≪指導上の留意前時の振り返り)中世の歴史を学質な存在として人を排除する意	点・工夫等≫ 等、学びの成果を効果的に活用し、本時の学習課題へつなげる。 ぶことを通して、「けがれ」を清める力を持つとされる人々を異 排除する差別があったことを知り、「自分たちとは違うと感じる 識」が差別構造をつくっていくことを理解できるようにする。 人々が社会や文化を築き支えた姿に着目させる。
めに、					【参照】3. 社	会科における同和問題に係る記述(抜粋)と指導上の視点 p12
大切にしたいことは?			3	学活	誰もある。 で会めに (2) でのは 他のでは、 他のでは、 でのでは、 他のでは、 のでは、 のでは、	 ○日常生活において、「自分とは違う」と感じる人がいる時、その気持ちへの向き合い方や、不安や違和感を解消するためのより良い方法を発想し、表現する。【思考・判断・表現】 ○誰もが安心して暮らせる社会(学級・学校)をつくるために、学びの成果を日常生活に活かし、自分にできることを実行していこうとする意欲・態度を育てる。【主体的に学習に取り組む態度】 ●正義、自由、平等等の理念、社会の発達に主体的に関与しようとする態度
				9	差別と仲間はず 終末に、単元を がらまとめたり	点・工夫等》 等、学びの成果を効果的に活用し、本時の学習課題へつなげる。 し等のいじめとは共通するものがある。 貫く問いに対する自分の考えを、単元全体の学びを振り返りな 、意見交流したりして深められるようにする。また、第1次に えからの変容を可視化し、学習の成果を確認できるようにする。

東部地区版・中部地区版・西部地区版

3. 社会科における同和問題に係る記述(抜粋)と指導上の視点

(東部地区・中部地区・西部地区) 小学校「新しい社会6 歴史編」 (令和2年 東京書籍) (東部地区) 中学校「新しい社会 歴史」 (令和3年 東京書籍) (中部地区・西部地区) 中学校「社会科中学生の歴史」 (令和3年 帝国書院)

室町時代

※著作権の関係上、掲載していません



∕≪指導上の視点≫

- ・自分たちとは違うということで排除する意識が差別構造をつくっていく。
- ・身分のうえで差別されてきた人たちや河原者と呼ばれた人々の<u>社会や文化を築き支えた姿</u>に着目させる。
- ・「差別されることの悲しさ」ではなく「差別する人の心の悲しさ」を伝える工夫を行う。
- ・児童生徒の同和問題に対する理解・認識に即して、賤民身分を表す言葉などの指導を適切に行う。
- ・道徳科や学級活動等と関連付けながら、知的理解に関わる内容を人権感覚の育成につなげる。

≪育てたい資質・能力≫

- ・自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度【態度】
- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚【技能】

- ・自分たちとは違うということで排除する考えはおかしい。
- ・お互いの違いを認めあい、多様な人々とともに生活することが大切だ。
- ・身分のうえで差別されてきた人々は、文化を築くことにも関わっていた。

安土桃山時代

※著作権の関係上、掲載していません



´≪指導上の視点≫

・検地と刀狩によって、それまで厳密ではなかった身分のちがいが明確になり、その後の政治権力に よる身分制度に基づく社会の土台がつくられた。

≪育てたい資質・能力≫

・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識【知識】

≪児童・生徒の反応≫

- ・身分がつくられたのは、武士が支配しやすい社会にするためだったんだ。
- ・制度的に身分が固定化されていった。

江戸時代

※著作権の関係上、掲載していません



/≪指導上の視点≫

- ・百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々の<u>社会を支える重要な仕事に携わった姿</u>に着目させる。
- ・幕藩体制のもと身分制度が次第に確立されていった。
- ・身分によって仕事や住む場所が区別されていた。
- ・中学校の教科書には、「えた」「ひにん」の言葉が記載される。生徒の同和問題に対する理解・認識に即して、賤民身分を表す言葉などの指導を適切に行う。

《育てたい資質・能力》

- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能【技能】
- ・自他の価値を尊重しようとする態度【態度】

- ・幕府や藩が、人々の差別意識を利用している。
- ・厳しく差別されてきた人々は社会や文化を支えたり、人々を 楽しませたりしながらくらしていた。
- ・仕事や住む場所の固定化や区別が差別を助長させていった。

※著作権の関係上、掲載していません



~《指導上の視点》

・百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々の医学の発展等、科学の発展に寄与してきた姿に着 目させる。

≪育てたい資質・能力≫

- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識【知識】
- ・自他の価値を尊重しようとする態度【態度】

≪児童・生徒の反応≫

- ・医者よりも解剖の技術をもっているなんてすごい。
- ・百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人々が解剖の説明を玄白にし、 一緒に、医学の発展に貢献した。

※著作権の関係上、掲載していません



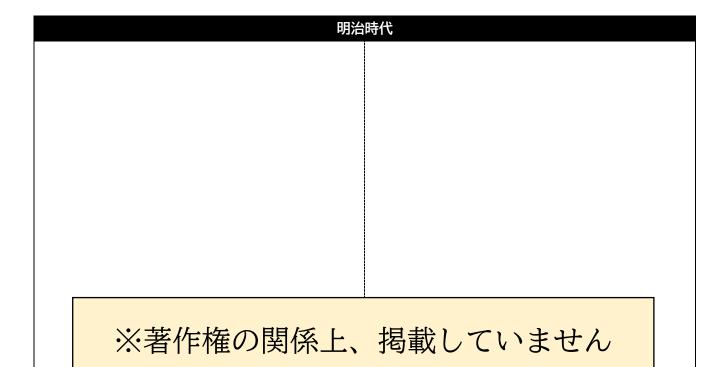
≪指導上の視点≫

- ・百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々は、差別が当たり前の社会の中で、同等な人 間としての尊厳をかけて正当な主張を行った。
- ・百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々は、奪われた権利を回復するため、**力を合わ** せて立ち上がり、差別を強める命令を撤回させた。

≪育てたい資質・能力≫

- ・正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度【態度】
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能【技能】

- ・百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々が百姓と同等の 権利を主張するのは当然だ。
- ・差別を解消するためには、行動することや力を合わせることが大切だ。
- ・正しいと思ったことは、勇気を持って行いたい。



Point

√≪指導上の視点≫

- ・百姓や町人とは別に身分上長い間差別に苦しめられてきた人々は、**自らの力で、差別をなくそうと 努力**した。
- ・百姓や町人とは別に身分上長い間差別に苦しめられてきた人々は、布告(いわゆる「解放令」)により、身分・職業も平民と同じとされた。
- ・新政府は、差別されていた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、長く続いた慣習や差別意 識も簡単には改まらなかったので、差別が残った。

≪育てたい資質・能力≫

・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識【知識】

- ・身分制度が改められたのに、差別がなくならなくて残念。
- ・なぜ明治政府は、差別をなくす政策を行わなかったのだろうか。
- ・「解放令」が出されたことをきっかけにして、自分たちで差別をなくす運動を進めた。

大正時代から平成時代

※著作権の関係上、掲載していません



≪指導上の視点≫

- ・「解放令」が出されて50年たっても差別があった。
- ・大正デモクラシーから広がる動きの中、差別されてきた人々は、**団結し、人間の尊厳を守るため立 ち上がった**。

(他の教科等との関連)

(※東部地区版)

小学校社会 平塚らいてう(東京書籍 新しい社会6上歴史編)権利の獲得、女性の地位向上 小学校道徳 「太平洋のかけ橋 新渡戸稲造」(学研 新・みんなの道徳5年)C[国際理解、 国際親善]

中学校道徳 「渡良瀬川の鉱毒」(東京書籍 新しい道徳2) [[公正、公平、社会正義]

(※中部地区版)

小学校社会 平塚らいてう(東京書籍 新しい社会6上歴史編)権利の獲得、女性の地位向上中学校道徳 「渡良瀬川の鉱毒」(東京書籍 新しい道徳2) C [公正、公平、社会正義]

(※西部地区版)

小学校社会 平塚らいてう(東京書籍 新しい社会6上)権利の獲得、女性の地位向上

・人間の平等をめざした運動は全国に広がっていった。

≪育てたい資質・能力≫

- ・正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度【態度】
- ・自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識【知識】

- ・山田少年は、自らの力で差別しない生き方の大切さをうったえた。
- ・同じ時期に、様々な人々が差別や人権侵害をなくすために力を合わせて声をあげたんだな。
- ・全国水平社は、人権尊重社会の実現をめざしてつくられた。
- ・差別のない公正な社会を実現するために、自分ができることを探して取り組んでいきたい。

(東部地区・中部地区・西部地区) 小学校「新しい社会6 政治・国際編」 (令和2年 東京書籍) (東部地区) 中学校「新しい社会 公民」 (令和3年 東京書籍)

(中部地区) 中学校「社会科 中学生の公民」 (令和3年 帝国書院)

(西部地区)中学校「中学社会 公民的分野」 (令和3年 日本文教出版)

現代

※著作権の関係上、掲載していません

Point

√≪指導上の視点≫

・日本国憲法や世界人権宣言*は、日常の生活の中に生起する人権侵害を読み取る共通の基準とすべきもの。

*:参考資料に「世界人権宣言」を掲載しているので、各教科等での活用が効果的

・教育を受ける権利を実現しようとする運動によって、義務教育教科書の無償化が実現された。

(他の教科等との関連)

(※東部地区版)

中学校学級活動 「教科書無償給与制度について学ぼう」(本資料 p33)

(※中部地区版)

中学校学級活動 「教科書無償給与制度について学ぼう」(本資料 p33)

小学校道徳 「子どもたちの未来を守るために」(日本文教出版 生きる力5) C [規則の尊重] 小学校道徳 「みんな、自由。みんな、平等」(日本文教出版 生きる力6) C [規則の尊重]

(※西部地区版)

中学校学級活動 「教科書無償給与制度について学ぼう」(本資料 p33)

小学校道徳 「子どもの権利条約」(光村図書 道徳5)C「規則の尊重]

小学校道徳 「世界人権宣言から学ぼう」(光村図書 道徳6) C [規則の尊重]

・部落差別解消推進法によって、現在もなお部落差別が存在し、解消するためには教育や啓発を進め ていくことが重要であるとの認識が示された。

≪育てたい資質・能力≫

・人権に関する国内法や条約等に関する知識【知識】

- ・わたしたち一人一人に権利がある。
- ・基本的人権が守られていないことが問題だ。
- ・政府が、差別をなくすための法律をつくった。
- ・権利を守るという視点で差別をしない生き方をしたい。
- ・人権が尊重された社会をつくらなければならない。

※著作権の関係上、掲載していません

Point

≪指導上の視点≫

- ・誰もが、幸せに生きる権利が保障されなければならない。
- ・就職、結婚等、部落差別により、基本的人権が保障されていないという重大な課題がある。基本的 人権が守られるために必要なことを考えていく必要があること。
- ・夜間中学や識字教室に通い、読み書き計算等の力を付けることは、教育を受ける権利が保障されること。
- ・今なお、同和問題に関する差別発言、差別待遇等の問題のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長したりするような内容の書込み等の問題が発生している。 【参照】 4.インターネットと人権侵害(本資料 p21)

(他の教科等との関連)

(※東部地区版)

小学校道徳 「権利や義務について考えてみよう」(学研 新・みんなの道徳6)

C「規則の尊重]

小学校道徳 「わたしのおかねなのに」(本資料 p28)

中学校道徳 「そのこの世界、私の世界」(東京書籍 新しい道徳3)C [国際理解、国際貢献]

「そのこ」(東京書籍 新しい道徳3) C [国際理解、国際貢献]

(※中部地区版)

小学校道徳 「住みよいマンション」(日本文教出版 生きる力6) C [規則の尊重]

小学校道徳 「わたしのおかねなのに」(本資料 p28)

中学校道徳 「そのこの世界、私の世界」(東京書籍 新しい道徳3)C[国際理解、国際貢献]

「そのこ」(東京書籍 新しい道徳3)(「国際理解、国際貢献]

(※西部地区版)

小学校道徳 「だれもが幸せになれる社会を」(光村図書 道徳5) C [公正、公平、社会正義]

小学校道徳 「インターネット上の権利」(光村図書 道徳6)

A [善悪の判断、自律、自由と責任]

小学校道徳 「わたしのおかねなのに」(本資料 p28)

中学校道徳 「ぼくの物語 あなたの物語」(光村図書 中学道徳3)C[公正、公平、社会正義]

≪育てたい資質・能力≫

- ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識【知識】
- ・自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するために必要な実践的知識【知識】

- ・部落差別は今もあり、昔のことではないんだ。
- ・誰もが幸せになるのは当然のことだ。
- ・自分たちが、差別をしない生き方をするために、私たちにはどのような権利が あるのか意識して生活したい。

【参考】学習指導要領 小学校 社会 第6学年の目標

- (1) 我が国の政治の考え方と仕組みや働き、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解するとともに、地図帳や地球儀、統計や年表などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

【参考】学習指導要領 中学校 社会 公民的分野の目標

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義,特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し,民主主義,民主政治の意義,国民の生活の向上と経済活動との関わり,現代の社会生活及び国際関係などについて,個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに,諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について,現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに,多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される,国民主権を担う公民として,自国を愛し,その平和と繁栄を図ることや,各国が相互に主権を尊重し,各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

【参考】高等学校地理歴史科・公民科における同和問題に係る記述(抜粋)

◆歴史総合 近代から現代へ

	単元(ページ)	内容	部落差別問題(同	和問題)に係る	記述等	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
	※	の関係上、	掲載して	ていまも	ナム	
	/•*日 1 1 1 1 1 1 1				_ / 0	
L]
◆高等						
7 1.3 13	単元(ページ)	内容	部落差別問題(同	別和問題)に係る	5記述等	
	少女儿先	小田屋 [.	+日 +1-1 ~	アハ・ナル	L /	
	次者作惟	の関係上、	拘戦し	しいまで	せん	

4. インターネットと人権侵害

「部落差別解消推進法」では、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、インターネット上の差別の深刻化を指摘しています。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した 行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無 断掲示、差別的な書込み、いじめ等、**人権侵害につながる事象が発生**しています。また、ヘイトスピーチ や、同和問題に関して差別を助長するような内容の書込みがされることもあります。

現実社会では許されない差別行為でも、インターネット上ではその特性から、「これくらいなら上げても大丈夫」「匿名だからバレない」などと、適切な判断力は徐々に低下していきます。同和問題については、インターネット上に「全国部落調査」^{※1} が公開され、被差別部落に対する根拠のない噂や個人情報等、人権やプライバシーの侵害につながる情報が発信され、氾濫しています。人権尊重の意識が十分に身に付いていない場合、そうした**差別的な情報等をうのみにし、真偽を確かめないままそれらの情報を拡散する**傾向にあります。

「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、小学生の96.0%、中学生の98.2%、高校生の99.2%が、様々な機器でインターネットを利用しており、青少年のインターネット使用率は非常に高い値で推移しています。このような環境の中、学校の調べ学習、人権学習、家庭、友人等、何かがきっかけとなり、インターネット上にある同和問題に関する差別的な情報を見る可能性は否定できません。インターネット上に潜んでいる差別情報をうのみにし、本人にはそのつもりがなくても結果的に差別をしてしまうことも考えられます。安易な行動で他の人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動がとれる児童生徒の育成ためには、**情報の収集・発信における個人の権利と責任**や、メディアリテラシー^{※2} について理解するための教育を充実させる必要があります。

- ※1:全国部落調査:財団法人中央融和事業協会が1936年3月に刊行した被差別部落の所在地・地名等が記されていた報告書。「部落地名総鑑」の原典の1つとされている。
- ※2:メディアリテラシー:放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及する ICT 機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のことである。

<情報化社会を生きる情報の受け手・送り手として>

【受け手】受け取る情報に嘘や間違いが含まれていないか判断すること

情報の検索能力、情報の真偽を疑う姿勢など

→ (資質・能力)「情報を批判的に読み解く力」、「情報を多面的・多角的に精査する力」など

【送り手】自分が発信する情報に責任を持つこと、他者の権利に配慮すること

表現の自由とプライバシーの保護、著作権の保護の問題など

→ (**資質・能力**)「表現する力・発信する力」、「権利と責任」など





・特定の地域や個人が示されることで新たな偏見や差別を生むことがないよう留意する必要があります。そのため、「全国部落調査」や「被差別部落に関する情報」がネット上に公開されていることについては、その扱いに十分配慮してください。

【参考7】部落差別の実態に係る調査結果報告書 法務省人権擁護局(令和2年6月)

◆第4章 インターネット上の部落差別の実態に係る調査

①「部落差別」又は「同和問題」という言葉の認知

1. 聞いたことがある	96.3%
2. 聞いたことがない	3.7%

② 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを閲覧した記憶の有無

1. はい	41.6%
2. いいえ	47.6%
3. 覚えていない	10.8%

③ 部落差別又は同和問題に関するウェブサイトを閲覧したきっかけ

1.	部落差別の歴史や用語などの一般的な事柄について調べてみようと思った	60.7%
2.	自分や身内の引っ越し先の地域について調べてみようと思った	9.7%
3.	自分や身内の交際相手や結婚相手の出身地について調べてみようと思った	6.6%
4.	近所の人の出身地について調べてみようと思った	5.1%
5.	求人に対する応募者の出身地について調べてみようと思った	2.6%
6.	その他の事柄について調べてみようと思った	22.2%
7.	調べたいことがあって見たわけではなく,偶然目にした	20.5%
8.	覚えていない	5.7%

④ インターネットで調べてみようと思った理由

1. インターネットで調べれば知りたい情報を見つけられる可能性が高いと思ったから	49.4%
2. 知りたい情報がまとまって整理されているサイトがあると知っていたから	12.7%
3. 知りたい情報について幅広く検索することができるから	44.0%
4. インターネットで調べるのは他の方法よりも簡単だから	64.5%
5. インターネット上の情報は他の方法で得られる情報よりも信用できるから	4.2%
6. 他の方法でも調べたが,知りたい情報が得られなかったから	6.9%
7. インターネット以外の方法を思いつかなかったから	15.1%
8. その他	2.7%
9. 特に理由はない	4.2%
10. 覚えていない	0.4%

5. 学習指導事例

人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

また、以下を重点に、学校の教育活動全体を通じて人権教育の取組を推進することが求められます。

【「人権教育を通して育てたい資質・能力」を拠り所とした教育実践】

- ①「人権教育を通して育てたい資質・能力」の教職員 間の共通理解と「人権教育を通して育てたい資 質・能力」の育成を目指した日々の教育活動の実 践の充実
- ・各教科等のねらいと「育てたい資質・能力」との整 合(全体計画の「具体的方策」・人権学習指導案等)
- ②多角的な評価による「人権教育を通して育てたい 資質・能力」「具体的方策」の相互の見直し・工夫・ 改善
- ・評価例:児童生徒による自己評価アンケート 指導主事、外部講師による助言

【いじめの未然防止等生活につながる人権教育の創造】

- ①児童生徒の実態に応じた指導内容・指導方法
 - ・発達段階を考慮した効果的な学習教材の選定・ 開発
 - ・「協力・参加・体験」の重視(学びがいのある授業づくり、居心地のよい集団づくり)
- ②「人権尊重の社会づくりの担い手」としての社会 的立場の自覚の育成
 - ・"普遍的な視点"と"個別的な視点"との往還
 - ・多面的・多角的に考え、主体的に判断する力の 育成

※本資料の学習指導事例に掲載している番号は、とっとりの授業改革【10の視点】です。

- ①魅力的な課題・教材の提示
- ②体験的な学習の充実
- ③資料の活用
- ④思考の整理
- ⑤説明・発表の機会の充実

- ⑥学び合う活動の充実
- ⑦学習評価の推進
- ⑧学習を振り返る活動の設定
- ⑨家庭学習と連動した学びの定着
- ⑩落ち着いてのびのびと学べる環境づくり(学びの集団・人間関係づくり)



【同和問題学習を行う場合の留意点】

- ・同和対策審議会答申、部落差別解消推進法等、同和問題に関連する法規等に表れた考え方を正しく理解する。
- ・同和問題に関わる被差別当事者への理解を深める。
- ・児童生徒・保護者・地域住民等の中に、被差別当事者が含まれているという前提に常に立つ。
- ・無責任な言動によって新たな差別や偏見や差別を生み出したり、知識不足や思い込みによる無 自覚な言動によって他者を傷つけたりすることのないように留意する。
- ・互いに自分について語り合う活動やフィールドワーク等は、児童生徒のプライバシーや個人情報に接する度合いが増すため、個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行う。
- ・インターネット上には、同和問題に関して差別を助長するような内容や人権侵害につながる情報が発信され、氾濫していることから、情報の収集・発信における個人の権利と責任や、メディアリテラシーについて理解するための教育を充実させる。(参照: P21)
- ・アウティングとは、本人の同意がない状態で、本人が公にしていないことを第三者に暴露する ことである。児童生徒同士だけでなく、教職員の日頃の会話の中にもないのか、チェックする。

【小学校】 5年 学級活動

(1)題材 「うわさ」ってどんなものだろう

内容(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

イ よりよい人間関係の形成

(2)本時のねらい

・SNSの情報の信憑性を考えることを通して、うわさなどによってまどわされることなく、よりよい人間関係を築こうとする。【主体的に学習に取り組む態度】

(3)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・自他の人権を擁護し、人権侵害を予防・解決するための必要な実践的知識(知識)
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能(技能)

(4)他の教科・活動との関連

- ・特別活動 学級活動(2)ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- ・社会科 「3 情報を生かすわたしたち」(東京書籍「新しい社会5下」)(p90~97)

(5)準備

スマートフォン等、ワークシート、模造紙(画用紙)

(6)本時の展開

学習活動	指導上の留意点	評価(☆)資質・能力(※)
1 本時の学習課題を捉え		
る。		
○調査結果等を確認する。	○インターネットの利用率は年々増加し、多	
・「内閣府の『令和3年度青	くの人がSNS等を通して情報を得てい	
少年のインターネット利	ることに気づくようにする。	
用環境実態調査』」等を見	○調査結果等を活用し、自分自身の課題とし	
る。	て捉えられるようにする。(視点①)	
「うわさ」ってどんなものだろう。		
2 スマートフォンの画面		
の「学校のうわさ」を見て、		
話し合う。		
<snsニュース></snsニュース>		
○○中学校では、毎日のようにけんかがおこっています。○○市(町村)の中でも、もっ		
ともトラブルが多いそうです。○○中学校は、もめごとだらけの学校です。		
○提示された画面の情報に	○根拠のないうわさであり、それによって傷	
ついて、思ったことや感じ	つく人や不安になる人がいること、誰が何	
たこと、読んだあとにどん	のためにやっているか分からないことに	
な行動をするかを話し合	気づくようにする。	
う。	○自分の校区内の学校である場合と、そうで	
・一人一人考えた後、全体	ない場合で気持ちや行動は変わるのか問	
で発表する。	いかけ、思考を広げられるよう支援する。	

○こういう話を人から聞い	○話合いを深める手立てとして、うわさが広	
たり、パソコンやスマート	がりやすい要因(個人特性、うわさの内容、	
フォンで見たりしたとき、	うわさの流れる状況)を説明してもよい。	
どういうことに気をつけ	(不安になりやすい人、信用できそうなう	
ればよいか考える。	わさや恐怖を感じるうわさ、人々が不安に	
(1)個人思考	感じる状況等)	
	○思考ツール(付箋・ミニホワイトボード等)	※人間関係のゆがみ、ス
(2)集団思考(1回目)	を活用し、個人の自由な考えを大切にさせ	テレオタイプ、偏見、
	ర .	差別を見極める技能
(3)留学タイム	 ○個人で考えた付箋を模造紙に貼ったり、ミ	(技能)
	 ニホワイトボードを掲示したりしてグル	
(4)集団思考(2回目)	ープで共有する。	※自他の人権を擁護し、
	 ○集団思考の際は、自分の考えや理由を筋道	人権侵害を予防・解決
(5)全体共有	 立てて説明できるようにする。(視点⑤)	するための必要な実践
・話し合って分かったこと	 ○留学タイムでは、グループの中で説明(先	的知識(知識)
を発表する。	生)役1人が居残り、説明役を除く3人(留	
	学生役)は他のグループに分散する。	
	○説明役は留学生役に自グループの意見を	
	説明し、留学生役は聞きたいことがあれば	
	先生役に質問する。(視点⑥)	
	○留学生役の3人は、もとのグループにもど	
	り学んだ内容を他のメンバーに説明する。	
	○情報の信憑性を確かめ、発信に責任を持つ	
	ことが大切であることに気づかせる。	
 3 振り返りを行う。	○学習を通して学んだことから、今後の生活	 ☆自分や友達、周りの人
0 1M/2/2/11/0	に活かしていきたいことを振り返りシー	たちのよさを認め、う
	トにまとめる。(視点⑧)	わさなどによってまど
		わされることなく、よ
		りよい人間関係を築こ
		うとする。【主体的態
		_
		度】<振り返りシート・ ※⇒へ
4 #b年のゴナ 目目 /	○ 式人 、 ナナナナの占 ハ の ゼ と し こ ゴ へ こ の	発言>
4 教師の話を聞く。	○話合いをする前の自分の考えと、話合いの	
	後の自分の考えの変容を意識させる。	

(7)事後指導

- ・今後の生活に活かしていきたいと考えたことを1週間実践して、自分のめあてが達成できたか振り返って自己評価したり、友達同士で話し合ったりして、認め合う場を設ける。
- ・学習内容を学級通信等で家庭に伝え、家庭での様子のコメントをもらう。

《ワークシート》話合い活動は、以下のワークシートを用いて学習を進めることもできる。

「『うわさ』ってどんなものだろう」

問1 画面の情報を見て、どんなことを思ったり、考えたりしましたか。また、読んだあとどんな行動をしますか。

○思ったこと、考えたこと	○どんな行動をしますか		
問2 こういう話を人から聞いたり、パソコンやスマートフォンで見たりしたとき、どういうことに気をつければよいでしょうか。			
【振り返り】			
○1週間気をつけて過ごした感想を書きましょう。			

【小学校】 6年 社会科

- (1)単元名 世界に歩み出した日本
- (2)本時のねらい 民主主義の高まりを人々の生活や社会の変化と関連付けて考えることができる。
- (3)人権教育を通して育てたい資質・能力
 - ・合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能(技能)
 - ・人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識(知識)

(4)本時の展開

学習活動	○主な発問 ・予想される児童の反応	指導上の留意点(○)評価(☆) 資質・能力(※)
1 本時の学習課題 を確認する。	産業の発展によって、人々の生活や社会はどのように変化したのでしょうか。	○見通しを持って活動ができるように本時の学習活動とゴールを確認する。
2 生活や社会の変化について調べてまとめる。	○産業の発展によって人々の生活はどのように変わったのだろう。・重工業の発展で都市部の人を中心に近代的な生活になった。・ラジオ放送が始まった。・洋服が普及し生活が洋風化した。・電車やバスなど交通が発達した。・働く女性の活躍する場が増えた。	○教科書や資料集の写真やコラムを参照しながら本文を丁寧に読み考えさせる。(視点③)
	○さまざまな社会問題にはどのようなものがあるだろう。・足尾銅山の鉱毒問題(公害問題)・工場で働く人の労働条件(労働問題)・選挙権の問題・女性の地位向上の問題・就職差別や結婚差別の問題	○教科書や資料集の写真やコラムを参照しながら本文を丁寧に読み考えさせる。(視点③)
	 ○さまざまな問題をどのように解決するようになったのだろう。 ・労働者の生活を守るための労働運動や、小作料の引き下げを求める農民運動を起こした。 ・普通選挙を求めてデモ行進を行い訴えた。 ・平塚らいてうや市川房枝などを中心に女性や母親の権利を守ることを訴えた。 ・全国水平社をつくり、差別をなくす運動を行った。 	○「だれの、どんな権利が実現していないのか」「どんな人が、どんな思いで解決するための活動を行ったのか」を考え発表するように促す。(視点⑤) ※人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識(知識)
てまとめ、意見交流 する。	 ○学習課題についてグループでまとめよう。 ・日本の産業が発展する一方で、さまざまな社会問題が起き、人々の民主主義への意識が高まった。普通選挙権や女性の地位向上を求める運動、根強く残る差別をなくす運動が起こった。 ・人々は生活を守るための民衆運動を起こし、政治への参加やさまざまな権利を主張する動きがさかんになり、人々の民主主義への意識が高まっていった。 	○教科書や資料集の写真やコラム、本文、板書等複数の情報の中から必要なものを選び、グループで話し合い、まとめさせるようにする。(視点⑥) ☆民主主義への意識の高まりを生活や社会の変化・民衆運動の人々の思いと関連付けて考えることができたか。 ※合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能(技能)
4 本時を振り返る。		

【小学校】 6年 特別の教科 道徳

- (1)主題名 目標をもって(A 希望と勇気、努力と強い意志)
- (2)教材名 「わたしのおかねなのに」(出典:『部落解放』408号(解放出版社))

(3)本時のねらい

・吉田一子さんのあきらめない気持ちを考えることを通して、困難があってもくじけずに努力して物 事をやり抜こうとする心情を育てる。

(4)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性(技能)
- ・正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度(態度)

(5)他の教科・活動との関連等

- ・関連する内容項目 (C 公正、公平、社会正義)
- ・社会科「くらしの中の基本的人権の尊重」(東京書籍)新しい社会6 政治・国際編 (p14)

(6)準備

・「わたしのおかねなのに」読み物資料

(7)本時の展開

(/) 华时以展開			
学習活動		○主な発問 ・予想される児童の反応	指導上の留意点(○)
1 1. 11. 6. 3% 47 311 5	## .		資質・能力(※)
1 本時の学習課題	退を捉	○目標を立ててやり抜いた経験を思い出し	○身近な出来事を発表し、
える。		てみよう。	そのときの気持ちを聞く。
			○社会科で学習した「識字」
			とは、社会で生活していく
			ために必要な文字の読み
			書きや言葉を学ぶことで
	告田さ		あることを確認する。(視
			닏 点②)
2 資料を読んで記	話し合	○ぼやきながら、吉田さんはどんなことを考	○読む前に「吉田さんのす
う。		えたでしょうか。	ごいところはどこだろう」
○ 資料「わたしのる	おかね	・字が書けないことがくやしい。	と考えながら聞かせるよ
なのに」前半部分	を読ん	・もう、銀行に行きたくない。	うにする。
で話し合う。		・勉強して字を覚えれば自分のお金が使え	○字が書けないことでどの
・ワークシートに、・	一人で	る。	ような不利益があり、それ
考えて書き込む。	(視点	・字が書けないと、自分のお金も使えないこ	を解決するにはどうすれ
4)		とはおかしい。	ばよいか考えるように声
・発表し、考えを出し	⁄合う。	・字の読み書きができないと生活ができない	かけをする。
(視点⑤)		社会はおかしい。	○「識字」の取組は、本人の
○ 資料「わたしのご	おかね	○なみだを流しながら吉田さんはどんなこ	努力だけで解決するもの
なのに」後半部分	を読ん	とを考えたでしょうか。	ではないことに気づくよ
で話し合う。		・間違っていると言われないか心配だったか	うにする。
・ワークシートに、・	一人で	ら、安心した。	○吉田さんがなぜそう思っ
考えて書き込む。	(視点	・がんばって字を覚えたことが報われた。	たのかを、社会科で学習し
4)		・一緒に勉強してくれた人に感謝したい。	た内容と関連づけて説明
・グループになり、	自分の	・これからも、もっと勉強したい。	できるように声かけをす
考えを説明する。		・自分のお金を自分で使えることができるよ	る。
・グループでどんな	意見が	うになってうれしい。	○グループの話合いでは、
出たか、全体で多	発表す	・社会に自ら参加できることがうれしい。	多様な意見に触れ、様々な

る。

- 3 「がんばる気持ち」が どこからくるのか、話し 合う。
- ・一人で考え、ワークシートに記入した後、模造紙(ホワイトボード)に書き込みながらグループで話し合う。
- ・字の読み書きができなくても安心して生活 できる社会であってほしい。
- 吉田さんのがんばる気持ちはどこからく るのでしょうか。
- ・差別への怒り。
- ・自尊感情の高まり。
- ・社会への参加の意欲。
- ・将来への希望。
- ・支える仲間の応援への感謝。
- ・学ぶという権利獲得の意識の高まり。
- ・誰もが安心して生活できる社会をつくりた いという願い。

- 考え方があることを知る ことができるようにする。 (視点⑤)
- ※他者の痛みや感情を共感 的に受容できるための想 像力や感受性(技能)
- ○一人で考えた後、3~4 人のグループで意見を出 し合い、ワークシートに記 入する。その後、ギャラリ ーウォーク*で、他のグル ープの考えに触れられる ようにする。(視点⑥)
- ○学ぶことの大切さに共感 できるように声かけをす る。
- ※正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度(態度)

- 4 本時の学習を振り返 る。(視点®)
- ・道徳ノートに振り返りを 書く。
- ○<a href="https://example.com/observed-com/bases/com/
- ・くじけずに努力していくことは大切だ。
- ・今までの自分は難しいことを避けていたか もしれない。
- ・努力する周りの人の理解も大切だ。
- ・色々なことに、難しくても挑戦していきたい。
- ○本時のテーマを振り返り、学習を通して学んだことを道徳ノートに書くように声かけをする。

- (8) 評価(学習状況を把握するための指導の着眼点)(視点⑦)
 - ・自分と違い立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
 - ・困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くことの価値の理解を自分のとの関わりの中で深めている。

<金融機関における代筆が必要な方に配慮した対応について>

- ◆障がい者等に配慮した金融サービスの提供
- ①自筆が困難な障がい者等への代筆について

障がい者等のうち自筆が困難な者(以下、「自筆困難者」という。)から、口頭で預金口座開設等の預金取引や融資取引の申込みがあった場合、以下に示す自筆困難者の保護を図ったうえで、代筆を可能とする旨の社内規則を整備し、十分な対応をしているか。

- イ. 預金取引の場合
 - a. 自筆困難者が、預金取引に関して意思表示した内容を次に掲げる者に代筆を依頼した場合、依頼 を受けた者による代筆が可能であることを定めているか。
 - i) 自筆困難者と同行した者
 - ii)銀行の職員(複数の職員が確認するものとする。)
- 口. 融資取引の場合

自筆困難者が、融資取引に関して意思表示した内容について、推定相続人や第三者保証提供者など返済義務を承継する可能性のある者(自筆困難者と同行した者に限る。以下「同行推定相続人等」という。)に代筆を依頼した場合、当該依頼を受けた者による代筆が可能とすることを定めているか。

(出典) 金融庁「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

わたしの おかね なのに

吉田 一子

おろして こなくては」「きょうは ぎんこうへ いって、おかねを一九九三ねん 四月二十日の あさ です。

と、おもいました。

に かいて。」 「きょう ぎんこうへ いくから、また かみいと、いつものように 順子に たのみました。の 順子が やって きました。これ さいわる じょに すんでいる むすめ

いそがしいのに。」「もう、いつも「あさばっかりに」いうて。

した。 おこりながらも 順子は かいて くれま

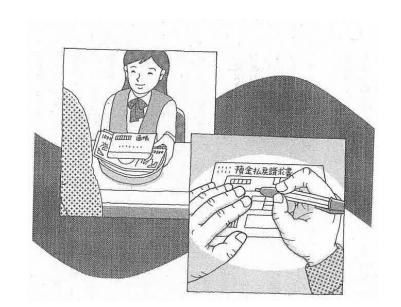
とが すわって いました。きました。まどぐちには わかい おんなのひきました。まどぐちには わかい おんなのひ

「おねがい します。」

した。 と いって、かみと つうちょうを わたしま

ど かいてください。」「あそこに かみが ありますから、もういちみを みて、まえの ほうを ゆびさしながら、すると、その おんなのひとは、ちょっとか

きた けれど、ぎんこうの おろおろしながら、その 吉田一子と なんども べんきょうは して てから このかた、じぶんの なまえを ところの 0が 二じゅうに なっているかと、かみを かえして きました。きんがくの いちども ありません。しきじがっきゅうで 「わたし、じい よう かかんから あんた わたしはあわてました。 おかねを だせないと いうのです。 ひとさまに さしだしたこと などただの たのみました。けれども、おんなのひとは、 じしんは まるで ないのでした。そこで かいて ちょうだい。 おんなのひとに、 わたしは うまれ かみに かくよう かい



う一ど、といって、かいて、くれません。わたしはも「だめ」です。じぶんで、かかなくては。」

「わたし、じい」しらんから、これ、むすめに「わたし、じい」しらんから、これ、むすめに

「ご) ぎょ。 じぶしぎ さいこうには。 でも その おんなのひとは、と、いっしょうけんめい たのみました。それ

と いう ばかりです。 「だめ です。じぶんで かかなくては。」

した。 おもわず ぼやいて しまいま

だされへんのんか。」「じい」しらんもんは「じぶんの」おかねも

きのうの ことを 日きに かきました。ないと おもいながら、順子と いっしょに、あくる日、こんな おもいは もう したく

かいて もらいました。 を もって、ところと なまえの てほんをがっきゅうの日 です。わたしは、この 日きじ その つぎの 日は 木よう日で しきじ

を けいこしました。 その日から、なんども なんども けいこしました。えんぴつで おおきく かいたり、ちました。えんぴつで おおきく かいたり、ちその日から、なんども なんども けいこし

せんせいは、

くわしく かいて おきましょう。」「この くやしさを、つらくても うんと

といわれました。

しょうです。 そうして かきはじめたのが この ぶん

りました。 これを かく ときが、一ばん たのしくな

りに しましょう。」 ことを かいて、この ぶんしょうを おわだせた 日まで つづけましょう。その日のだせた 日まで つづけましょう その日のがまえと きんがくを かいて、おかねが

しも、そうしたいと おもいました。と、せんせいは なんども いわれます。わた

れば なりません。 おまいりに いくので、十まんえん ださなけす。四月八日から 一しゅうかん 四こくに としが かわって 三月二日の あさ で

おもいました。 んこうで おかねを おろして こようとんこうで おかねを おみに かいて、ぎ

き、おそるおそる、 ちっと ためた 十ま 一ねん かかって やっと ためた 十ま 一ねん かかって かきました。 ーねん かかって やっと ためた 十ま

しばらく まえに たっていると、まだ しんぱいです。と、いって くれました。ほっと しましたが、「いけますよ。」

と、よんで「くれて、十まんえんと」いっしょ「吉田さん。」

れしくて、なみだが(でてきました。)で、おかねが(だせたのです。うれしくて(う)まれて(はじめて、わたしの)かいた(じに)つうちょうを(かえして)くれました。

(『部落解放』408号より 一部省略)

ことを考えたでしょうか。 問 なみだを流しながら、吉田さんはどんな

《コラム1》 識字(識字運動)

「識字」とは、「文字の読み書きができる」ことを言います。もう少しくわしく言うと、日常生活で必要な「読み・書き・計算」ができる能力のことです。日本には様々な事情から小・中学校に通えず、「読み・書き・計算」ができない人がいます。

読み書き・計算ができないまま、大人になった人たちの証言です。「病院の受付で自分の名前が書けない」、「一人では電車に乗れない」、「買い物をする時、いくらになるのか分からない」。このように、文字が読めないと、いろいろなところで誰かに頼らなくてはならないことも出てくるかもしれません。その結果、他人に理解されなかったり、自分のことをよく思えなかったりすることにつながりかねません。だから、文字の読み書きができるようになることは、自分の自信や尊厳を取り戻すことでもあるのです。

被差別部落に、読み書きができない人が(特に高齢者に)多いのは、「家の手伝いに忙しいことなどで、小学校に通えなかった」人もいたからです。つまり「小学生に家事・育児(または親の仕事の手伝い)をさせないと、一家が食べていけない」という実態などがあったのです。「学校へ行きたい」「友達といっしょに遊んだり、勉強したりしたい」という素ぼくな思いは、かなえられないままやがてあきらめとなり、時には読み書きができない自分をはずかしく思う気持ちへと変わってゆくわけです。

高知県の、あるおばあさんの文章です。

字を覚えることは、字だけでなく、人間性そのものを取り戻すことでもあるようです。

UT It た H" カドな ちゃ ŧ ŧ た は 灰 Ł Ŀ 去 ŧ 7 j Ł 15" 10 G な さま 办 ラ 仕 ŧ っけ < x di 1+ だ 年一百千八 にきすっ O IL" 1= かんへ行ってもしや I= は ŧ お る to li モたか ラっく 专 そち ķ かっきゅうで IX 档 TI'L' んまようを 11 やか 一方の アスルラれしく 児います 以方 90 のてスパーやもくよう しろにな 17 10 τ 6 Ł١ かけ ませ ていてな あるいておっても 5 たらしてみました。 E 13" 1= L じをお いっても と思うよう えま て LI IE" 4" 法 リまし Ł うで とよるでくかたらで L ま 75 は" ŧ おい 見います。 1 % 7 きょうして 中 北 えて 14" 77 包 ti

「字をおぼえて夕陽が美しい―識字学級生、北代色さんの生涯―」赤岡町同和教育研究協議会 2011 年より

同和地区の識字学級や青年学級、女性(婦人)学級、高齢者学級等、住民主体の学習活動を通じて、解放への自覚が育ってきました。例えば、県内のある同和地区における高齢者学級では、一人一人の生い立ちを語り合い、それぞれの体験を出し合う中で差別を見ぬく力をつけ、人間としての誇りを取り戻すなど、自発的な学習が行われてきました。一方では、非識字者や、無文字社会の姿を通して識字社会の課題(その存在を忘れがちであること、教育を受ける権利を回復すること等)を考え、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を問うてきました。

『鳥取県人権教育基本方針-第3次改訂-』

【中学校】 学級活動

(1)題材 教科書無償給与制度について学ぼう

内容(3)一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等 の活用

(2)本時のねらい

・教育を受ける権利の実現に関わる歴史や制度(社会のあり方)等について理解を深め、学ぶ意義を自分なりの言葉で表現できる。【思考・判断・表現】

(3)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・人権に関する国内法や条約等に関する知識(知識)
- ・適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能(技能)

(4)他の教科・活動との関連

- ・道徳科 内容項目(B 社会参画、公共の精神)
- ・社会科 「基本的人権と個人の尊重」「平等権」「社会権」「「公共の福祉」と「国民の義務」(東京書籍「新しい社会 公民」)

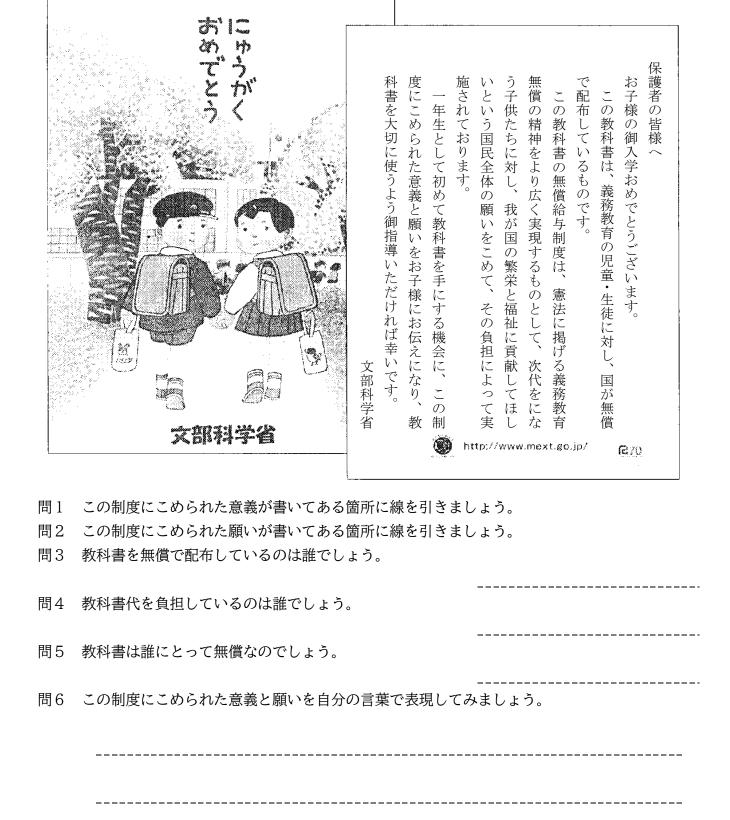
(5)準備

(あれば)教科書無償給与袋、ワークシート

(6)本時の展開

(6)本時の展開		
学習活動	指導上の留意点	評価(☆)資質・能力(※)
1 本時の学習課題を捉える。	○中学校入学時のことを振り返り、楽	
	しい雰囲気づくりをし、話し合う意	
	欲を高める。(視点②)	
2 教科書無償給与制度を題材に		
話し合う。		
①教科書無償給与袋にこめられた	○教科書無償給与袋の裏面に書かれ	※人権に関する国内法や
意義と願いを理解する。	た文章を教師が範読する。(視点①)	条約等に関する知識(知
・この制度にこめられた意義が書い		識)
てある箇所に線を引く。	○ワークシートを用い、個人思考~ペ	
・この制度にこめられた願いが書い	アでの比較〜全体での確認と展開	
てある箇所に線を引く。	する。(視点④⑥)	
・教科書を無償で配布しているのは		
誰か考える。	○机間指導で、つまずいている生徒に	
・教科書代を負担しているのは誰か	対する支援を行う。(視点⑦)	
考える。		
・教科書は誰にとって無償なのか考		
える。		
この制度にこめられ	た意義と願いを自分の言葉で表現してる	みましょう。
②教科書無償給与制度にこめられ	○ワークシートを用い、個人思考の時	
た意義と願いを自分なりの言葉	間をじっくりとり、思考を深められ	
で表現する。	るようにする。机間指導で、学校で	

	学ぶ意義を深く捉えているものを	☆学ぶことの意義を自分
	アナウンスし、他の生徒への支援と	なりの言葉で表現しよ
	する。(視点⑦)	うとしている。
・4人組で話し合う(1回目)。	○4人1組で、メンバーを入れ替えな	【思考・判断・表現】
・メンバーを入れ替えて4人組で話	がら話合いを3回展開し、話せる・	〈ワークシート・発言〉
し合う(2回目)。	聞いてもらえる体験を重ねるとと	※適切な自己表現等を可
・メンバーを入れ替えて4人組で話	もに、思考を広げられるようにす	能とするコミュニケー
し合う(3回目)。	る。(視点④⑥)	ション技能(技能)
	○話合いの参考資料(視点)を各回提	
	示し、深く考える支援を行う。	
	1回目…【コラム2】教科書無償運動	
	2回目…憲法にある教育を受ける権	
	利の確立と義務教育無償の	
	実現による人々の幸せ	
	3回目…社会づくりのあり方(権利が	
	実現される社会をつくるた	
	めに必要なこと)	
	○他の生徒の意見を参考にしながら、	
	もう一度個人思考の時間をとった	
	上で、全体で紹介しあう。	
3 振り返りを行う。	○本時の学習で気づいたこと、考えた	☆学ぶことの意義や権利
	ことをペアで振り返り、爽快感のあ	実現に向けて主体的に
	る終末とする。(視点⑧)	行動しようとしてい
		る。
		【主体的態度】
		〈ワークシート・発言〉
4 教師の話を聞く。	○教育を受ける権利の実現に多くの	
	人が関わった歴史や制度(社会のあ	
	り方)等について話し、自分たちが	
	持っている権利を実現させていく	
	ことの大切さについて補足する。	



【振り返り】

《コラム2》 教科書無償運動

1950 年代、部落差別を背景に子どもたちが学校に通えなかったり、学校を休んだりして働くなど、学校で勉強することが十分にできないことがありました。子どもたちの教育を受ける権利が守られていなかったことから、解決していくための取組が行われました。

当時、教科書は新学期を迎える前に各家庭でそろえることになっており、古い教科書を譲ってもらったり、ないものだけを買いそろえたりとさまざまな苦労がありました。全て新しい教科書をそろえると小学校ではおよそ 700 円、中学校では 1200 円必要で、当時の収入を考えると大変な出費でした。

我が子には、「新しい教科書を持たせてやりたい」「学校で勉強をさせてやりたい」という思いから教科書等の無償化運動が全国で進められ、その中でも代表的な取組が高知県長浜地区で行われました。無償化とは、教科書を買うための費用を各家庭が負担しなくてもよいようにするということです。長浜地区では教師と学習会を行っていた母親たちが中心となり、学習を重ねる中で日本国憲法に保障された「教育を受ける権利(第 26 条)」を実現しようと要求し、多くの署名も集まりました。教育を受ける権利を根拠にしたその要求の正しさが多くの人に支持されたのでした。そして校区の様々な団体にも働きかけて教科書をタダにする会を結成し、紆余曲折を経ながらねばり強く運動を続けたのでした。

その後義務教育の教科書について無償とすべきとの声は高まり、国会でも大きな問題としてとりあげられ、昭和 38(1963)年には「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。昭和 39(1964)年度から昭和 44(1969)年まで小学校低学年から順次、全国の小中学校の教科書が無償提供されることになりました。

国(文部科学省)は、教科書無償給与の取組を我が国の義務教育を支える大変重要な制度として守るとともに、その大切さを伝える取組を行っています。

このように、長浜地区の人々が行った教育を受ける権利を実現し守る取組は、部落差別解消の運動をはじめ多くの人々の願いとともに、すべての人の教育を受ける権利の保障に向けた国をあげた取組へと発展したのです。

【第二十六条】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

『日本国憲法』

【中学校】 学級活動

(1)題材 奨学金等に関する制度の意義と自己実現

内容(3)一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 主体的な進路の選択と将来設計

進路選択に関しては、生徒の家庭の経済状況などで進学を断念することのないよう、奨学金等の制度について正しく理解した上で積極的に活用できるよう必要な助言を行うことも大切である。

(「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編」)

(2)本時のねらい

- ・公正の視点から、権利をもとに進路選択上の問題点を指摘できる。【思考・判断・表現】
- ・中学校卒業後の進路や社会生活に関する情報を理解する。【知識・技能】

(3)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識(知識)
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能(技能)

(4)他の教科・活動との関連等

・特別活動や総合的な学習の時間等におけるキャリア教育

(5)準備

学習資料

(6)本時の展開

(6)本時の展開		
学習活動	指導上の留意点	評価(☆) 資質・能力(※)
1 本時の学習課題を捉える。	○キャリア教育等における既習事項を	
○高校生活3年間で必要な教育費	振り返ったり、自己の将来の目標等に	
用がどのくらいか考える。	ついて関連させたりしながら学習課	
	題を捉えさせる。	
	○学習の流れを示し見通しを持たせる。	
	○教育費用についてはあまり深入りし	
	ないようにする。	
2 学習資料を読んで考える。	○高校進学だけが進路目標であるかの	
①実現したい夢や目標をあきらめ	ような捉え方にならないように配慮	
なければならなかった状況に対	する。	
して、あなたは納得できるか、ま	○個人で考えた後、ペアで意見交換をさ	
たは、納得できないか。その理由	せ、全体で意見交換する。(視点⑥)	
を明らかにして説明する。	○判断した理由・根拠についても発表さ	
	せるようにする。(視点⑤)	
教育を受ける権利等具体的	 な権利をもとに、公正な進路選択について 	て考えよう。
②公正の視点から、権利をもとに、	○「教育を受ける権利」「職業選択の自	※自由、責任、正義、個
学習資料の状況に対して納得で	由」「法の下の平等」等具体的な権利を	人の尊厳、権利、義務
きるかどうか再検討する。	基準に考えさせる。	等の諸概念について
	○個人思考の後、ペアで意見交換させ、	の知識(知識)

	全体で意見交換する。(視点③④⑥)	☆権利をもとに、進路
	○判断した理由・根拠についても発表さ	選択上の問題点を指
	せるようにする。(視点⑤)	摘できる。【思考・判
		断・表現】
		※人間関係のゆがみ、
		ステレオタイプ、偏
		見、差別を見極める
		技能(技能)
3 奨学金制度の説明を聞く。	○進路実現を保障する様々な制度があ	☆中学校卒業後の進路
	ることを押さえる。	や社会生活に関する
	○必要に応じて、教育の無償化や教科書	情報を理解する。【知
	無償給付制度等関連する内容にふれ	識・技能】
	る 。	
	○奨学金制度の概略がまとめられた資	
	料等を使って説明する。	
	○【コラム3】を読み、制度の意義やこ	
	められた強い願い等を理解できるよ	
	うにする。また、制度を利用すること	
	が新たな偏見等を生まないようにし、	
	返済する必要があることなど正しい	
	理解につながるように十分に留意す	
	る 。	
4 振り返りを行う。	○本時の学習で分かったことや考えた	
	ことをペアで振り返る。(視点⑧)	

学習資料

あおいさんは、中学3年生で、卒業後の進路についてあれこれ考えていました。夏休みのボランティア体験から子どもとかかわることの楽しさを知り、教師になりたいという思いを強く抱いていました。

教師になるためには資格として教員免許が必要で、ほとんどの人が大学で学び、その資格を得ていることを知りました。大学進学をする場合、国公立大学の学費は4年間で200万円から300万円程度は必要です。私立大学になると学費はさらに高くなります。それだけではありません。学費以外にも生活するための費用が必要です。親元を離れて一人暮らしをすれば、アパート代や光熱費、食費等の生活費がさらにかかります。

高校生活3年間で必要な教育費用が公立でおよそ120万円ですから、大学では多くの費用が必要となります。

(高校卒業後)

あおいさんは教師の夢を実現するのは難しいと考えて大学進学をあきらめ、高校進学後 は就職をしようと決め、家族でやっている仕事を継ぎました。

《コラム3》 鳥取県育英奨学資金制度の歴史

同和問題(部落差別)の解決のための奨学金の制度については、大阪市が昭和33(1958)年に、 奈良県が昭和36(1961)年にはじめるなど全国各地の地方自治体がはじめました。本県におい ては、同和対策審議会答申が出された昭和40(1965)年に、国の制度に先駆けて県独自の奨学 金制度をつくりました。

文部省(現在の文部科学省)は、昭和 41(1966)年、各地方自治体が実施している奨学資金に補助する形で奨学金制度をつくりました。ちなみに、昭和 41(1966)年度に奨学金制度をつくっているのは、24 府県および政令指定都市でした。

では、本県が国に先駆けて制度をはじめたのはなぜでしょうか。

もともとこの制度は、同和問題(部落差別)の解決に向けた奨学金制度です。同和地区の人々は、部落差別により、教育の機会均等や職業選択の自由が十分に保障されていませんでした。 同和地区の生徒には、高校や大学等に進学する力がありながらも、経済的理由により進学できない人がいたのです。

教育の機会均等や職業選択の自由が保障されることは、同和問題(部落差別)の解決には極めて重要なことだと考え、同和地区の人々の差別をなくしたい、子どもたちに教育を受けさせ差別を跳ね返す力を身につけさせたいという強い願いもあり、この制度がつくられました。

この奨学金制度は、同和地区の生徒たちの高等学校や大学等への進学率を高め、教育の機会均等の保障に大きな役割を果たしました。昭和 57(1982)年度から大学生を対象に、また昭和 62(1987)年度から高校生を対象に、従来の給付制度から貸与制度に変わりました。

なお、この制度は、平成 14(2002)年3月31日「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」がなくなることに伴って廃止されました。制度は廃止されましたが、制度にこめられた強い願いは、鳥取県育英奨学資金制度に受け継がれ、当初大学生を対象にした大学等奨学金でしたが、平成 14(2002)年度には高校奨学金も新設されました。

国は、進学の意思がある子どもたちを支援するため、家庭の所得金額に応じて授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する方針を決定し、令和2(2020)年4月から「高等教育の修学支援制度」が始まりました。

【鳥取県育英奨学資金(高等学校等)】

对象校種:高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程

貸 与 額:

(令和5年度時点)

	国公立の高等学校等	私立の高等学校等
自宅通学	月額 18,000円	月額 30,000円
自宅外通学	月額 23,000円	月額 35,000円

貸与期間:高等学校等の正規の修業年限が終了する月まで

申請資格:1 鳥取県内に住所を有する者の子等で高等学校等に在学する者

2 世帯の所得が基準以下であること

3 鳥取県の他の奨学資金や鳥取県育英奨学資金より貸与条件が有利な奨学金を受けていないこと

返還方法:貸与終了後15年以内(辞退等により中途で貸与を取り止めた場合は10年以内)、無利子

【中学校】 特別の教科 道徳

- (1)主題名 真の友情 (B 友情、信頼)
- (2)教材名 「関係ない」
- (3)本時のねらい
 - ・悩みや葛藤を克服し、信頼を基盤とする人間関係を築こうとする心情を育てる。

(4)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性(技能)
- ・適切な自己表現等のコミュニケーションスキル(技能)

(5)他の教科・活動との関連等

・特別活動〔学級活動〕2 内容(2)ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

(6)準備

- ・「関係ない」読み物資料1
- ・「関係ない」読み物資料2

本指導案は知識構成型ジグソー法の手法を参考に構成しています。立場を入れ替えて考えることで、 信頼を基盤とする人間関係について深く考えることができると予想されます。生徒の実態によっては1 つの読み物資料で展開する方が効果的な場合もあります。

(7)本時の展開

(/ / 个时以成用		
学習活動	○主な発問 ・予想される生徒の反応	指導上の留意点(○) 資質・能力(※)
1 本時の学習テーマを	○友達の存在が大切だと感じたのはどのよう	○生徒の日記等の中に、全
確認する。	なときでしょうか。	体で紹介できるものが
	・悩んでいるときに相談にのってくれた。	あれば準備しておく。
	・いっしょにいて楽しい時間を過ごせた。	(視点②)
	・部活で目標に向けて協力した。	
Ī	 真の友情に大切なことはどのようなことだろう。 	
2 資料を読んで話し合	○資料1または資料2の下線部について、それ	
う。	ぞれどのように考えますか。	
○ 資料1または資料2	<資料1>	○初めは、資料1のグルー
を読んで話し合う。	・「関係ない」はひどいと思う。	プと資料2のグループ
・個人思考	・本音に応えようとして話したのに受け止め	に分かれて、話し合う。
・資料ごとのグループで	ていないような返答だ。	【エキスパート活動】
の話合い	・Aがどういうつもりで「関係ない」といった	○そう考えた理由につい
	のか確かめたのか。	ても問い返すなどして
	・「Aなら分かってくれる」というのはややー	より深めるようにする。
	方的な思い込みではないのか。	○多様な意見が出るよう
	<資料2>	に促し、出された意見を
	・私はそんなことで見方を変えるつもりはな	否定せずに受け止める
	いという気持ちで言ったのだから裏切った	ようにする。(視点⑥)
	わけではない。	※他者の痛みや感情を共
	・Bに私の思いが伝わっていないので、もっと	感的に受容できるため
	説明する必要がある。	の想像力や感受性(技

	71))\#H\ -\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	AK)
	・私は満足しているとあるので、自分の事しか	能)
	考えていないのではないか。	
	・私はもっとBの気持ちを想像する必要があ	
	る。	
3 2つの資料で考えた	○それぞれの資料の内容と、【エキスパート活	○それぞれの資料を読ん
ことを紹介する。	動】で話し合ったことを紹介しましょう。	だ人が同じグループに
・資料 1 ・ 2 が混在する		なるようにグループを
グループでの話合い		編成し直して、話し合
		う。【ジグソー活動】
		※適切な自己表現等のコ
		ミュニケーションスキ
		ル(技能)
4 真の友情に大切なこ	○信頼関係をつくるために大切なことはどの	○2つの資料を比べなが
とはどのようなことか	ようなことでしょうか。	ら、信頼を裏切らないた
話し合う。	・「関係ない」の一言ですませずに自分の気持	めに大切なことをグル
	ちを伝えること。	ープで考えさせる。
	・こう言ったら相手はどう考えるのか相手の	○なぜ「関係ない」と言わ
	気持ちを想像すること。	れたくないのか(人権問
	・どういうつもりで話したのか、相手の気持ち	題との関係も含めて自
	を聞くように努めること。	分を理解してほしい)、
	・誤解や思い違いがあっても、決めつけずに気	なぜ「関係ない」と言い
	持ちを話して解決すること。	たくなるのか(自分たち
		の友情に人権問題を関
		係させたくない)を整理
		する。
5 本時の学習を振り返	○本時の学習を振り返り、道徳ノートに書きま	○本時の学習を振り返り、
る。(視点⑧)	しょう。	学習を通して学んだこ
・道徳ノートに振り返りを	・友達だから分かっていると思わずに、丁寧に	とを道徳ノートに書く
書く。	気持ちを伝えることをしていきたい。	ように声かけをする。
	・信頼関係がないと友情は成り立たないので、	(視点⑧)
	友達とのコミュニケーションを大事にして	
	いきたい。	
	・もし行き違いがあっても、しっかり話し合い	
	たい。	

(8) 評価 (学習状況を把握するための指導の着眼点) (視点⑦)

- ・自分と違い立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
- ・悩みや葛藤を克服し、信頼を基盤とする人間関係を築こうとする心情を様々な視点から捉え考えようとしている。

【参考サイト】

『一般社団法人教育環境デザイン研究所 CoREF「知識構成型ジグソー法」』 https://ni-coref.or.jp/archives/5515

(9) 学習資料

<資料1>

中学3年生の秋のことだ。私は仲の良かった友人と2人、中庭のベンチで雑談を交わしていた。保護者懇談の順番が来るまでの時間つぶしだった。いつになくよく話す彼は、自分の家族や人間関係のことやこれまでの経験談などをざっくばらんに語って聞かせてくれた。私は、彼の本音が聞けたと感じた。

彼の本音に応えるべきだと考えた私は、何度もためらったが、絞り出すように言った。 「実は、オレは、部落出身なんだ」

「そんなことは関係ない」

彼はこう答えた。私は、自分の表情が凍り付いたのをはっきりと自覚した。続けて彼は、 早口で何やらまくしたてていた。しかし私は、表情だけでなく、思考も凍り付き、彼の言 葉を聞き取ることはできなかった。

私は、何も気の利いた答を期待していたのではなかった。ただ、彼ならわかってくれる、 受け止めてくれる、と感じたのだ。そう信じて絞り出した語りに返された言葉、が<u>「関係ない」だった……。これ以上にない裏切りの言葉として、私は今でもそのまま心にしまっ</u>ている。

<資料2>

中学3年生の秋のことだ。私は仲の良かった友人と2人、中庭のベンチで雑談を交わしていた。保護者懇談の順番が来るまでの時間つぶしだった。いつしか内容は、雑談から自分の心の本音に変わっていった。私は、自分の家族や人間関係、これまでの経験など、プライベートなことまで話していた。

彼は、真剣な表情で、少しためらいの表情を見せた後、私に向かってゆっくりと話し始めた。「実は、オレは、部落出身なんだ」

私は一瞬のためらいもなく、こう返した。「そんなことは関係ない」

今思えば、彼の表情が変わったように思う。ただ、その時は、まったく気が付かなかった。いや、気が付けなかったのかもしれない。私は彼の本音にこたえようと、早口で言葉を続けた。「同じ人間だ」「オレは、そんなことで見方を変える人間ではない」……。

彼は「ありがとう」と言った。私は自分の返答に満足した。

それ以来、彼は私としゃべらなくなった。その時は理由がわからず、不思議だった。しかし、部落出身である彼にとって、そのことが「そんなこと」で片づけられるものであるはずがない、と今では思う。<u>彼が心の奥底を語り始めたまさにその時、私は彼の信頼を裏</u>切ってしまったのだ。

【中学校】 特別の教科 道徳

えを深めていきましょう。

※教科等横断的な視点を踏まえた学習(参照 p9)として「単元を貫く問い」を設定しています。

- (1) 主題名 誰もが安心して暮らせる社会をつくるために(C 公正、公平、社会正義)
- (2) 教材名 「人の値うち」 出典「人の値うち 江口いと人権の詩」明石書店
- (3) 本時のねらい

作者が人々に気付いてほしい「あやまち」について考えることを通して、人を様々な属性等によって評価することの不合理さに気づき、互いに尊重し合って生きていこうとする心情を育てる。

- (4) 人権教育を通して育てたい資質・能力
 - ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能
 - ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚

・人間の导敵、目己価値及び他者の価値を感知で (5)本時の展開	9 る燃見
学習活動 ○主な発問 ・予想される生徒の反応	指導上の留意点 (○)、資質・能力 (※)
1 単元を貫く問いを共有し、自分の考えを確認する。○学級(生徒会)目標の達成度は、今のところ何%だと思いますか。なぜそう思いますか。	○めざす集団の姿(人権尊重の視点)に意識を向けさせることで、本単元への導入を図る。 ○普段自分がどんなことをしているか意識させる。
単元を貫く問い : 誰もが安心して暮らせる	社会をつくるために、大切にしたいことは?
○単元を貫く問いについての自分の考えを書き出してみよう。	○単元を貫く問いと学習の見通しを共有し、問い を追究していく意欲を高める工夫をする。(視 点①)
 2 教材を読み、話し合って考えを深める。 ○読んだ感想を自由に話してみましょう。 ・もんぺとは何だろう。 ・部落とは何だろう。 ・学歴で人の値うちを決めるのはおかしい。 ◎最後に、「人々はいつの日 このあやまちに気付くであろうか」とあります。作者が人々に気付いてほしい「あやまち」とは何だと考えますか。理由とともに考えてみましょう。 ・外見や生まれた所で人の値うちを決めること。その人の努力とは関係のないことだから。 ・相手の一部分だけで決めつけること。自分が知っているのは一部分でしかないから。 ・外見や学歴、出身地で人の値うちを決めるのではなく、優しさや努力、行動等で決めるべきだ。 ・誰もが等しく尊重される存在なのだから、「人の値うち」は他人が決められるものではない。 	 ○教師が範読し、生徒の実態に応じて表現や語句の説明をする。もんぺ、羽織などイメージがわきにくいものについては、画像を示してもよい。(視点③) ○本音を出し合える雰囲気づくりに配慮する。(視点⑩) ※人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能 ○他者の考えを聞く際に、自分の考えとの共通点や相違点を見つけるよう伝える。(視点④⑤⑥) ○出された意見について意見交換したり、補助発問を行ったりして、さらに考えを深めることができるようにする。(補助発問の例) ○「『人の値うち』は優しさや行動、努力で決まる」という考えについてどう考えますか。 ※人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
3 学習を振り返る。○気づいたこと、感じたことや考えたことをまとめ	○振り返りの視点(単元を貫く問いの視点等)を 示す。(視点®)
てみましょう。 4 教師の説話を聞く。	
○日本の歴史上、他者を尊重し合えなかった史実が あります。次は、歴史の学習を通して、さらに考	○今後、社会科(歴史)の学習や学級活動で、単 元を貫く問いをさらに追究していくことを知

らせる。(視点①)

(6)評価(学習状況を把握するための指導の着眼点)(視点⑦)

- ・公正・公平に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点からとらえ考えようとしている。
- ・現在の自分を振り返り、自らの行動や考えを見直している。

(7) 学習資料

人は私を奥さんと呼んだ汽車に乗ったら バスに乗ったら どうやら人の値うちは 講演がある どうやらこの人は年寄りの 戦時中よくはいたこの活動的 おばはんと呼んだ 肩書きで決まるらしい 良かったと言う 内容が悪くても 何々大学の先生だと言えば どうやら人の値うちは 着物とおもっているらしい 隣座席の人は私を 何時かもんぺはいて 着物で決まるらしい よそ行きの着物に羽織を着て 人々は耳をすませて聴き 人の値うち」 いなもの 部落にお嫁に来る立派な家の娘さんが どうやら人の値うちは部落の子だと言われる このあやまちに気付くであろうか 学歴で決まるらしい 名も無い人の講演には でも生まれた子供はやっぱり どうやら人の値うちは 人々はそわそわして帰りを急ぐ 人々はいつの日 生まれた所によって決まるらしい 派な家の娘さんが 江 口 いと 作

(出典)「人の値うち 江口いと人権の詩」明石書店

※「部落」について(参照 p63)

「部落」とは、もともとは「集落」を表す語です。よって、地域によっては一般集落を「部落」と呼ぶこともあります。その一方で、「被差別部落」を略して「部落」と呼ぶことも広く一般化しています。江口さんは後者で使っています。

【小学校上学年・中学校・高等学校】 学級活動・ホームルーム活動

- (1)題材 インターネット上にある様々な情報を批判的に読み解こう 内容(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- (2) 本時のねらい

インターネット上にある様々な情報に対して、批判的に分析し、適切に情報を得ることができる。 【思考力・判断力・表現力】

- (3) 人権教育を通して育てたい資質・能力
 - ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能(技能)
 - ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見極める技能(技能)
- **(4)本時の展開**(1時間扱い)

学習活動	指導上の留意点	評価(☆) 資質・能力(※)
1 本時の学習課題を捉える。 事前アンケート(「インターネットや SNS を活用する上で、あなたが大切にしていることは?」) を共有し、本時の課題に迫る。	○事前アンケートの結果を示し、インターネットや SNS を活用する上での多様な考え方に触れる。(視点①)○話合いの約束(参加・尊重・守秘)を確認し、話し合う意欲を高める。(視点⑩)に活用するために、あなたにとって必要なこと	とは何だるうか?
2 班を2つのグループに分け、 それぞれ資料1、資料2を読み、 読んだ感想を記入する。 (個人思考→班での意見交流)	○それぞれ読んだ感想が、資料の中のどう いう表現からそう感じたのかについて説 明できるように指示しておく。 (視点③④⑤)	【模造紙の作成例】
3 資料1、2における表現方法の<事実>と<意見>に着目し、2つの資料から印象の違いが生まれた理由を考える。 (班で模造紙に記入)	○拡大した2つの資料を比較し、<事実>と<意見>に下線を引く等、視覚的に理解を促すよう指示する。(視点③④⑥) ○国語科での学び(事実と意見)を思い出させる。	※複数の情報源から 情報を収集・吟味・ 分析し、公平で均 衡のとれた結論に 到達する技能(技 能)
4 事前アンケートの結果や本時の学びを踏まえながら、資料1、2の情報を批判的に読み取る。また、どうすれば信頼できるか考え、班でまとめ、発表する。(模造紙に追記する)	 ○必要に応じて下の補助発問をヒントカード等で配布する。(視点⑤⑥⑦) 【ヒントカードの例】 ・「○○していた」は、本当だと言えるか? ・10人中9人が「いいね」していたら? ・発信者はなぜその伝え方をしたのか? ・本当にあなたが検索したか?(フィルターバブル※1、エコーチェンバー※2) ・この情報が与える影響は? ・この情報が誰かの権利を侵害してはいないか? 	※人間関係のゆが み、ステレス プ、偏見、差別 見極める技能 能) ☆様な情報に対けて、批判のに情報を し、適切に情報を 得ている。【思考・ 判断・表現】
5 (ファシリテーターとしての) 教員がまとめの話を行い、児童 生徒は学習課題に対する自身の 考えを記入する。	○児童生徒の学びの過程を肯定的に振り返り、全体で共有する。 ○本時の学習課題に対する意思決定について、個々の記述をもって見取り、日常生活につなげる。(視点®)	

※1、※2については、p47のコラム4を参照。

(5) 他教科等との関連

【中学校】国語科 / 技術・家庭科 / 道徳科 /総合的な学習の時間 【高等学校】情報 / 公共

・例えば、総合的な学習(探究)の時間と関連づけるなどのカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえることで、学習の基盤となる資質・能力の1つである情報活用能力の向上を図るとともに、探究的な学習の一層充実を図ることができます。【参照】ポイント9 (p9)

(6) 指導及び内容の取扱いについての留意事項

- ・「部落差別解消推進法」第6条に基づき実施された調査では、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性があるとの指摘があることから、そのような差別的な情報等をうのみにし拡散することのないよう、メディアリテラシーの育成をめざした系統的な学習となるよう留意すること。
- ・同和問題に関する正しい知識のない人は、誤った情報を真に受け、知らず知らずのうちに差別に加担してしまう可能性があることを踏まえ、同和問題に対する正しい理解と人権感覚を育成する学習となるよう留意すること。本時の学習を同和問題学習につなげる方法として p58 の人権作文の活用も考えられる。

(7)提示資料(資料1、資料2)の例

(資料1):【報道機関(A)により発信された投稿】

予選リーグ突破は困難か!? 監督交代も視野に

ワールドカップ出場をかけた最終予選の第3戦が昨日行われ、まさかの0-1で敗れるという結果に終わった。通算成績が1勝2敗となり、7大会連続ワールドカップ出場に向け、窮地に立たされることとなった。今回招集された日本代表メンバーは、海外で活躍する選手が大半を占めていることから「歴代最高メンバー」との前評判だったが、その評価も地に落ちる形となった。

振り返ってみると、初戦は、世界ランキング78位(当時)、ワールドカップ出場経験のない国であり、日本優位な相手だったにもかかわらず、「負け」という結果だった。そのときからすでに今日の結果は予期されていたのかもしれない。また、海外メディアの反応は厳しく、ある国のメディアからは「もはやワールドカップ出場は夢物語である。」と、厳しいコメントを出している。

第3戦の試合後には、「スタメン、選手交代を含め、すべては私の責任だと感じている。」と、監督がコメントを出し、監督としての責任に言及する形となった。その後は、取材陣の質問に答えることなく、会場をあとにした。

次戦の結果次第では、ワールドカップ出場は困難な状況となり、監督解任への道は避けられないだろう。

(資料2):【報道機関(B)により発信された投稿】

敗戦を生かして次戦へ!!

ワールドカップ出場をかけた最終予選の第3戦が昨日行われ、0-1で敗れ、通算成績が1勝2敗となった。ワールドカップ出場にむけて優位に進めていくためにも、残り7試合の進め方が重要であり、監督の手腕が問われている。

今回の日本代表メンバーには、海外で活躍する選手が大半を占めており、試合運び自体はとても安定したものだった。連係ミスからうまれたパスミスからの1失点は悔やまれるが、それ以外に危ない場面はほとんどなく、次戦に向けた連携強化が求められる。初戦と今回ともに、各選手の所属チームでの試合が直前まで行われており、最終予選にむけたチームづくりに難しさがある。次戦にむけ、さらなる連携強化に期待したい。

第3戦の試合後には、「スタメン、選手交代を含め、すべては私の責任だと感じている。」と、監督がコメントを出し、負けた責任を監督自らに向けることで、失点につながった選手を気遣う姿をみせた。選手一人一人のプレーは質が高く、世界レベルに近づいているため、次戦でのさらなる活躍を、そして、勝ち点3の獲得を期待している。

《コラム4》 1人1台ずつ端末を使用する前に ~フィルターバブルとエコーチェンバーの危険性を知る~

石田 淳一(株式会社アールジェイ 代表取締役)

GIGAスクール構想の実現によって、子供たちの学び方は大きく変化します。文部科学省「『1人1台端末』の活用によって充実する学習の例」にあるように、「調べ学習」では、児童生徒が個々にインターネットを使用した情報収集・整理・分析を行い、課題をこなすことで学びの深化が期待できます。また、「遠隔教育」では、普段は接することがない離れた子供たちの考えに触れ、学びの幅も広がりを見せるでしょう。「1人1台」になれば、子供たち同士がそれぞれ質問したり感想を共有し合ったりと、遠隔学習の効果は一層高まるかもしれません。ホームスクールの子供たちは、リモートで授業に参加したり、ネットワーク等を経由して課題を提出したりと、学校との距離が短くなることも期待できます。

このほか、音楽科では自分が気になったところを何度でも繰り返し聴くことで、より深く音楽のよさを感じ取ることにつながり、体育の授業のあとに、スローモーションで自分の動きを確認して修正したり、さらには、e-ラーニングツールなどがあれば、苦手な教科を繰り返し視聴することで克服したりと、広がる可能性にわくわくします。

一方で、子供たちが自身の通信機器で、自由にインターネットに接続し情報を検索することには、フィルターバブルやエコーチェンバーなどの課題があることも忘れてはいけません。これらについて具体的な問題点や対策を考えてみましょう。

フィルターバブルは、利用者が検索した履歴や閲覧の履歴などが、使用した通信機器に記憶され、解析によって関心度が高い情報がより多く表示されていくことです。同じ通信機器を使い続けることで、「自分好み」にカスタマイズされていき、探している情報に早くたどり着けるという点で便利な機能といえます。

しかし、自分が関心を持っていない情報は隠されてしまい、見聞きする機会が少なくなってしまいます。 エコーチェンバーは、自分と同じ趣味を持つ人や、似たような考え方の人とばかりつながっていることに より、こだまのように同じような発言に繰り返し触れ、あたかもその思想だけが正しい、という思いにと らわれてしまうことです。

インターネットは世界中と繋がっていて、多様な人とコミュニケーションが取れたり、知らなかった情報に触れたりと、世界が広がると言われてきました。しかし、実際には、自分の興味の範囲、自分と同意見の人とのつながりが強くなり、自ら意識しなければその範囲から外に出ることは難しくなる危険を秘めています。

内閣府の「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によると、スマートフォンの専用率は中学生が80%を超え、高校生は98%を超えました。自分専用の機器を持っているということは、自分の都合に合わせていつでも自分の好きな情報に触れることができる、ということです。子供たちのスマートフォンは彼ら好みにカスタマイズされていることでしょう。好きなものに囲まれ、心地良い情報ばかりを目にしていると、あたかもその世界だけが正義であるように感じられ、それ以外は受け入れることができない状態になります。不寛容にならないよう、自分とは異なる意見に耳を傾け、インターネット以外のメディア利用も心がけるよう指導することが重要になりそうです。例えば、普段仲良く会話をする友達やSNSでつながっている人だけではなく、家族や親せきなど、年の離れた人と一つのテーマで話し合ってみると、立場によってものの見方が異なることに気づくことができるでしょう。総合的な学習の時間を利用して、地域のシニアコミュニティとの意見交換の場を作るのもよいかもしれません。また、新聞やテレビ、ラジオを情報源として利用することも推奨します。前述のシニアとの意見交換の場で、シニアの方々が普段視聴しているテレビ番組を一緒に観た後感想を述べあう、という方法もあります。

小学校学習指導要領解説(総則編)では「情報活用能力」を、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」としています。情報を活用するためには、コンピュータ等の情報手段を適切に用いた情報の取得、整理・比較、そして、わかりやすく発信・伝達すること、必要に応じて保存・共有することが求められます。フィルターバブルやエコーチェンバーは、この「情報手段の適切な利用」を妨げるものです。「1人1台」の導入前に、まずはそのメリットとデメリットについて考えることが大切な事前準備といえそうです。

(出典) 文部科学省 『情報化社会の新たな問題を考えるための教材〜安全なインターネットの使い方を考える〜指導の手引き―令和2年度 追加版―』

【高等学校】 ホームルーム活動

(1)題材 公正な採用選考の実現に向けて~統一応募用紙成立への取組を通して~

(2)本時のねらい

- ・生徒を就職差別から守る取組が学校現場を中心に進められた結果、同和地区の生徒たちだけでなく、 全ての生徒の利益につながったことを理解する。【知識・技能】
- ・誰もが有する人権を正しく理解し、「権利」と「責任」を持つ主体として、多様な問題解決に取り組んでいこうとする態度を身につける。【主体的に学習に取り組む態度】

(3)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・人権発展の歴史や人権侵害の現状等についての知識(知識)
- ・正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度(態度)

(4)学習計画

- ・1時間目:統一応募用紙の精神を学ぶ(本時)
- ・2時間目:採用選考や入学者選抜における差別や人権侵害につながる質問等に気づく

(5)本時の展開

学習活動	指導上の留意点	評価(☆)資質能力(※)
1 本時の学習課題を捉える。		
統-	- 一応募用紙成立への取組の成果を考えよう。	
	○自己の将来の目標等について関連させながら課題を捉える。	
2 履歴書とは何かを知る。	○履歴書の役割を簡単に説明する。 (視点①)	
3 履歴書の項目について考える。 ・カードに記載されていることを 履歴書の質問項目として「必要 な項目」「不必要な項目」「どち らともいえない項目」の3つに 分ける。(個人活動) ・なぜそう思うのかそれぞれが理	○分りにくい項目については、その都度 説明する。○自分だけでなく、様々な状況に置かれ ている人を想像して考えさせる。 (視点②)○それぞれの意見を尊重しながら意見	
由を説明しながら、模造紙にま とめる。(班活動) ・他のグループを見に行く。	交流をさせる。(視点④⑥)	
4 統一応募用紙について考える。 ・カードと統一応募用紙と見比 べ、グループの意見との異同に ついて自分の気づきや、応募用 紙の改善点について話し合う。	○他のグループの意見を参考に様々な 視点からフィードバックさせる。○項目の有無だけでなく、そのように判 断した理由を振り返り、公正な採用選 考についての理解を深めさせる。○本籍地が部落差別や外国人差別につ ながることが、本来自力である。	※正義、自由、平等等の理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度(態度)
	ながることや、本来自由であるべき事 項(思想、愛読書、趣味等)が雇う側の 価値観で判断されてきたことを理解	

させる。(視点46)

- ○「必要な項目」も聞き手の意識や聞く タイミングにより、人権侵害につなが ることを説明する(写真が人種差別や 民族差別につながる国もある)。
- ○統一応募用紙は、本人の「能力」「意欲」 「適性」が採用の基準になるように作 られていること(本人以外の人に関す る欄がない、志望動機の記入欄が大き いことなど)に着目させ、「統一応募用 紙」の意義に気づかせる。(視点③)
- ○統一応募用紙が就職選考において差別をなくす取組の成果であることを おさえる。
- ○自分にできることを考え、主体的に行動することの大切さに気づかせる。 (視点®)

- ☆生徒を就職差別から 守る取組が学校現場 を中心に進められた 結果、同和地区の生 徒たちだけでなく、 全ての生徒の利益に つながったことを理 解する。【知識・技能】
- ※人権発展の歴史や人 権侵害の現状等についての知識(知識)
- ☆誰もが有する人権を 正しく理解し、「権 利」と「責任」を持つ 主体として、多様な 問題解決に取り組ん でいこうとする態度 を身に付ける。【主体 的態度】

【模造紙】

理解する。

6 本時のまとめをする。

じたことをまとめる。

・教師の話を聞く。

統一応募用紙の取組について

・【コラム5】を読みながら統一応募

用紙ができた歴史的経緯を知る。

・学習を振り返り、考えたことや感

必要な項目	どちらともいえない項目	不必要な項目

【質問項目カード】

氏名 家族の職業 家族の収入 配偶者の有無 生年月日 性別 健康状態 電話番号 写真 本人の現住所 自宅までの地図 本籍地 学歴・職歴 資格 学業の成績 志望動機 思想 支持する政党 尊敬する人物 愛読書

趣味・特技

長所・短所

【全国統一応募用紙】

	尼	夏	歴	킡	ŧ.		-	取得年月		資格等の名	名 称
よりがなそ 名上年月日よりがな	昭和 - 平		令和 年 月	日生 (満	日現在 性別 歳)	写真をはる位置 (30×40mm)	資 格 等				
現住所	T						趣味・		校内外の諸活動		
	=						44:		語		
Acotti Feto E. r		外に連絡す	- 希望する場合	のみ記入するこ	と)		特技		活動		
Acotti Feto E. r			ヶ希望する場合	のみ記入するこ	٤)	高等学校入学	志 望		活動		
COOK FORE	器は現住所以タ 平成 年	: д	を希望する場合	のみ記入するこ	٤)	高等学校入学	志望の		活動		
連絡先権 学 歴	署は現住所以外 平成 令和 平成 年	: д	を希望する場合	のみ記入するこ	٤)	高等学校入学	志望		活動		
学	平成 年 中成 年 中成 年 中成 年	: д : д	希望する場合	のみ記入するこ	٤)	高等学校入学	志望の動		活動		
· 华 歷 ·	With a control of the control of	: д : д : д	希望する場合	のみ記入するこ	٤)	高等学校入学	志望の動		活動		

【鳥取県公正採用選考ハンドブックより】

(2) 採用選考時に配慮すべき事項

以下に示す「本人に責任のない事項」の把握は、偏見や予断、差別による選考につながるおそれがあります。また、「本来自由であるべき 事項」を把握することは、思想信条の自由に反する選考につながる恐れがあります。

~就職差別につながるおそれがある14の事項~

- ○適性・能力に関係のない事項を応募用紙・面接・作文などによって把握すること
- <本人に責任のない事項の把握>
- ①「本籍・出生地」に関すること
- ②「家族」に関すること

職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など

- ③ 「住宅状況」に関すること 間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など
- ④「生活環境・家庭環境など」に関すること
- <本来自由であるべき事項(思想信条にかかわること)の把握>
- ⑤「宗教」に関すること
- ⑥ 「支持政党」に関すること
- ①「人生観・生活信条など」に関すること
- ⑧「尊敬する人物」に関すること
- ⑨「思想」に関すること
- ⑩「労働組合・学生運動など社会運動」に関すること
- ⑪ 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること
- 身元調査・合理的必要性のない採用選考時の健康診断を実施すること <採用選考の方法>
 - ⑩「身元調査など」の実施
 - ③ 全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類の使用
 - ④ 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」 の実施

(業務への意欲・継続性を確認したい)

業務への意欲や継続性について、家族の状況などが影響すると考えて質問が行われることがありますが、家族の状況を質問することは 「本人に責任のない事項」の質問となります。

業務への意欲や継続性を確認したいときは、業務についての詳細な 説明や先輩従業員の様子などを話したうえで、本人の意志を尋ねま しょう。また、入社後のミスマッチ防止を目的とするときは、自社の 仕事に対する認識を尋ねましょう。

○適切な質問の例

- ・当社は()を作る会社ですが、()を△△という機械で加工する作業があります。この作業を一人前に出来るようになるのに○年くらいかかりますが、頑張れますか。
- ・家業を継ぎたいという思いから、企業に就職したいと思うように変わったきっかけは何ですか。
- ・当社や当社の仕事にどのようなイメージをお持ちですか。
- ・当社のことは事前に調べましたか。どんなところが気に入りましたか。
- ・仕事の内容は() などですが、興味を持って取り組めそうですか。
- ・○○の方(お客様など業務の対象となる人)と接する上で大切だと思うことは何ですか。
- ・仕事の内容は()ですが、今までボランティア活動や実習等で○○と接したことや関わったことはありますか。そのときに何か感じたことはありますか。

≫不適切な質問の例

- ・結婚しても、いつまでも仕事を続けられますか。
- ・もともと家業を継ごうと考えていたとのことですが、あなたのお 父さんはどのようなお仕事ですか。
- ・家族構成を教えてください。
- おじいさん、お父さんは健在ですか。
- うちは高齢者を相手にする仕事ですが、あなたのおじいさんやお ばあさんは健在ですか。

《コラム5》 就職差別撤廃の取組

昭和43(1968)年、奈良県内の同和地区出身の高校生から奈良県内企業の就職差別の現実が提起されました。

それを契機として、それまで企業が新規高卒者の採用に当たって使用していた会社独自に作成された応募書類(いわゆる社用紙)には、思想、生活信条、宗教、尊敬する人物、支持政党、家庭の資産、居住状況、家族の学歴・職業、家族関係等、就職差別につながる恐れのある事項が多く含まれていることが明らかとなりました。そして、昭和 45(1970)年頃に近畿地方の各高校で「社用紙からそれらの項目を削除した『統一応募用紙』を作成しよう」との動きが起こり、その結果、昭和 46(1971)年に近畿各府県の関係機関が協議して「近畿高等学校統一用紙」が制定されました。その後、広島でも同様の取組が進められ、中国・四国・九州各県など全国的に広がり、昭和 48(1973)年、当時の労働省(現厚生労働省)、文部省(現文部科学省)、全国高等学校長協会の話合いにより「全国統一応募用紙」が制定され、「統一用紙」の全国化が実現しました。平成8年には「全国高等学校統一用紙」の様式の大幅な改定が行われ、家族欄、保護者と本人との続柄と年齢欄、本籍欄、胸囲欄、色覚欄が削除されました。さらに、平成17年に「保護者氏名欄」が削除され、「所属クラブ」を「校内外の諸活動」に名称変更するなどの改定が行われました。今日においても、統一用紙改訂の取組は続けられています。

また、採用面接等の一連の採用選考の在り方や、学校の進路指導の在り方等が見直され、その一例として、受験した生徒たちからの「就職受験報告書」の取組が各学校ではじまりました。

本県は、平成 11(1999)年、同和問題をはじめとする人権にかかる雇用問題についての情報交換と協議を行い、同和関係住民等の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考による雇用の促進と安定を図ることを目的として、同和問題等雇用連絡協議会を設置しました。協議会では、部落差別問題(同和問題)をはじめとした人権にかかる雇用問題に関する情報交換や「就職受験報告書」による就職選考状況での問題点と啓発指導についての協議等を行っています。

さらに、平成 25(2013)年には、企業が採用面接の際に気を付けるポイントをまとめた「公正採用選考ハンドブック」を作成し、差別のない合理的な基準による採用選考のより一層の推進を図っています。



鳥取県ホームページ「公正採用選考ハンドブック」 (https://www.pref.tottori.lg.jp/99646.htm)

《コラム6》 身元調査お断り運動

身元調査には、結婚や就職の際に行う調査、商行為上における契約の相手方の信用調査、あるいは 消費貸借における借主の資力調査等、さまざまなものがあります。

この「身元調査お断り運動」では、身元調査の中でも、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査、 特に結婚や就職に関する身元調査をこの運動の最重点対象とし、運動を推進することとします。

人生の重要な門出となる結婚や就職に際し、その人の経歴、思想・信条、家柄、家庭環境、資産等を「聞き合わせ」や、興信所等の民間調査機関によって行われる身元調査等によって調べることは、多くの場合、重大な人権侵害であり、差別行為になります。

身元調査を依頼したり、引き受けたりすることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく 行為であり、決して許されるものではありません。

特に注意しなければならないのは、差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によって、つい第三者のことをあれこれ話してしまい、結果として、身元調査に協力してしまう場合です。調査の目的等をよく把握し、人権を侵害し、差別行為につながる調査には協力しないようにすることが大切です。



多くの人々や行政が、今日まで身元調査をなくす取組に関わってきました。その成果は、戸籍法の改正や公正採用選考の推進に見ることができます。しかし、次の(1)、(2)のような現実があることも確かです。

- (1)平成 26 年5月に行った鳥取県人権意識調査で、親の立場から子どもの結婚相手に対する身元調査はやむを得ないと思うかの問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方が32.3%ありました。逆に、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と身元調査に否定的な回答は48.4%でした。
- (2)平成 23 年に東京の法務事務所の実質経営者らが、全国の市町村から戸籍の謄抄本や住民票の写し等を1万枚以上不正に取得し、犯罪等に利用されていた事件が発覚しました。この事件では、本県の自治体からも 35 件の住民票の写し等が取得されていました。

【本人通知制度】

本人通知制度は、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。県内の市町村は全てこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、県内では江府町及び智頭町を除き、原則として事前に市町村の窓口で登録しておく必要があります。

本人通知制度は、不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明ができます。また、不正が発覚する可能性が高まることから不正取得を抑止する効果が期待されます。

【小学校上学年・中学校・高等学校】学級活動・ホームルーム活動

(1)題材 私たちの持っている権利について学ぼう ~子どもの権利条約~

(2)本時のねらい

- ・身近な話題を通して具体的な権利を示した子どもの権利条約に触れ、自分たちの生活と持っている 権利の関係について理解を深める。【知識・技能】
- ・身の回りで起こったできごと等を権利の視点から検証し、根拠を持って問題点を指摘することができる。【思考力・表現力・判断力】

指導上の留意点

評価(☆)資質・能力(※)

(3)人権教育を通して育てたい資質・能力

- ・人権に関する国内法や条約等に関する知識(知識)
- ・適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能(技能)
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能(技能)

(4)準備

- ・子どもの権利条約版「権利のカード」(※ICT機器での提示可)
 - ※人権教育課ホームページ内の「刊行物」からダウンロード可 https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1272442.htm#itemid1272442
- ・新聞記事等、ワークシート

学習活動

*時間まで(3)~(4)を繰り返す

(5)本時の展開

7 11129	1日 77 - 2 田 1四/1/1/	
1 本時の学習課題を捉える。○自分たちがどんな権利を持っているか考え、全体で発表する。	○話合いの約束(参加・尊重・守秘) を確認し、話し合う意欲を高める。○わがままと思われる内容も自由に 発言させ、権利とは何か考えるきっ かけとする。	
人権が私た	ちの暮らしや社会とどう結びついている	るか考えよう
2 身近な話題と権利とのつながりを考える。 ○「権利のカード」*を使って話し合う。 (1)4人程度のグループを作る。 (2)質問の面を表にしてカードを並べる。 (3)順番に好きなカードを選び、選んだ人からカードの質問について話す。 (4)全員が話し終わったら、カードの裏面を読み、どんな権利と関係があるのか確かめ、ワークシートに記入する。終わったカードは権利の面が見えるように置く。	○4人程度のグループで話合いを行い、話せる・聞いてもらえる体験をさせるとともに、日常生活と権利との関わりについて気付かせる。(視点②) ○権利の内容が分かりにくい場合は、資料1を配布する。	*「権利のカード」 * 「権利のカード」 * 「権利のカード」 * 「魔力ところは、 どんなところですか? (第2条] * 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能(技能)

- 3 資料1を読んで考える。
- ○子どもの権利条約ついて教師 の説明を聞く。
- ○次のことを児童生徒に問いか け、考えさせる。
- ・話し合った質問に関連する権 利はその他に何がありますか。
- ・条文に書かれている権利が守 られなければ、私たちの生活は どのように変わるでしょうか。
- ・条文に書かれている権利が守 られていない時や人はいない でしょうか。

普遍的な視点からのアプローチ

- ○子どもの権利条約について資料 1 を使って簡潔に説明する。
- ○グループで話し合わせてもよい。
- ○個々の権利は互いに補い合ってお り、直接的、間接的に関連し影響を 及ぼしあっていることを説明する。
- ※人権に関する国内法や 条約等に関する知識(知 識)

- 4 同和問題に関する新聞記事、 人権作文等を読んで話し合う。
- ①権利の視点で内容を捉え話し 合う。
- ②教師の話を聞く。

個別的な視点からのアプローチ

- *新聞記事等の内容は同和問題に限 らず、文化や習慣等でもよい。(視 点(1))
- ○次の点に着目して意見交換させる。
- ・「誰の」「どんな権利が」「守られて いる」「守られていない」(視点⑥)
- ○守られていない権利を保障するた めにできることを教師が説明する。
- *児童生徒が考えたことを発表させ てもよい。
- ○様々な権利の実現に多くの人が関 わった歴史や制度(社会のあり方) 等について話し、自分たちが持って いる権利を実現させていくことの 大切さについて補足する。
- たことをペアで振り返る。(視点®)

- ☆権利をもとに不平等に ついて考え根拠をもっ て問題点を指摘するこ とができる。【思考・判 断・表現】
- ※人間関係のゆがみ、ステ レオタイプ、偏見、差別 を見きわめる技能(技 能)

5 振り返りを行う。

○本時の学習で分かったことや考え

【参考】鳥取県人権教育基本方針-第3次改訂-(令和5年3月)より一部抜粋

(1)権利を基礎にすえること - 自分の権利に気づく -

このように、国際社会の中で議論されてきた人権教育の諸原則を振り返ってみたとき、日本の私た ちに最も重要なのは「権利を基礎にすえたアプローチ」の原則といえます。これは、法や条約等を学 ぶことを通じて、自らがどんな権利を持っているのかを正しく理解することが人権教育において重 要であるという原則です。これは、自らが権利を持つ主体であるという意識を確立すること、すなわ ち学習者のエンパワメントを可能にする方法でもあります。

具体的な人権の基準を正しく理解すれば、自らの経験や身の回りで起こったできごと、文化や習慣 等を「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見したり、自らの在り方生き方をふ りかえったりする力をつけることができるのです。また、法や条約等に記された人権は、みんながそ れを大切にしようと合意して決めた(正当性を認めた)ものなのですから、お互いにそれを実現する ために努力する「責任」があります。自分自身が人間として尊重されたいと願うならば、同じように、 自分以外のすべての人の人権も尊重しなければなりません(= 「人権共存」)。

誰もが有する人権を正しく理解し、「権利」と「責任」を持つ主体として、多様な問題解決に取り 組むことが私たち一人一人に求められているのです。

子どもの権利条約:ワークシート

○話し合った質問に関係の深い権利を書きましょう。

質問	条項(権利)
①おとなになるってどういうこと?	
②友だちと同じところ、違うところは、どんなところですか?	
③自分や友だちの気持ちが大切にされていると思うのはどん な時ですか?	
④褒められてうれしかったこと、叱られて悲しかったことは何ですか?	
⑤自分や友だちの生命が大切にされていると思うのはどんな 時ですか?	
⑥自分の名前には、どんな思いが込められていると思いますか?	
⑦住んでみたい国はありますか?	
⑧言いたいことが言える相手や場所はありますか?	
⑨友だちが思っている自分と、自分が思っている自分で違う ところはありますか?	
⑩どんなグループやイベントだったら参加したいですか?	
⑪誰にも邪魔されない自分だけの時間や場所がありますか?	
②本・新聞・テレビ・ネットなどでどんな情報が知りたいで すか?	
③バリアフリーやユニバーサルデザインなどで身近にどんな ものがありますか?	
④健康のためにしていることはありますか?	
⑮病気やケガの治療に携わっている方々に感謝の気持ちを伝 えよう!	
⑩小中学校の教科書代は、誰がどんな思いで負担していると 思いますか?	
①得意な教科・苦手な教科は何ですか?	
®休みの日はどのように過ごしていますか?	
⑨学生時代にアルバイトをするならどんな仕事をしてみたいですか?	
②あなたにとって平和とは何ですか?	

子どもの権利条約:資料1

<児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)>

「子どもの権利条約」は、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と定め、おとなと同じく、ひとりの 人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある 子どもたちには保護や配慮が必要なこともあるため、子どもならではの権利も定めています。また、す べての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配 慮が必要な子どもの権利についても定めています。

○「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれが条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えるときに、常に一緒に考えることが大切です。

命を守られ 成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって 最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、 「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し 参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ど も自身や親の人種や国 籍、性、意見、障がい、 経済状況などどんな理由 でも差別されず、条約の 定めるすべての権利が保 障されます。

○児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) ※-部抜粋

質問と関連が深い条項(権利)を示しています。その他にもどんな権利と関連があるか考えてみましょう。

質問	条項(権利)	説明	
1	第1条	子どもは18歳未満 この条約では18歳になっていない人を子どもとします。	
2	第2条	差別されない 子どもは、人種、性別、文化、意見、障がい、生まれたところなどの理由で差別されません。国はできることを全てします。	
3	第3条	その子どもにとって最もよいことを 子どものために何かを行うときは、その子どもにとって最もよいことは何 かを考えた上で行います。	
4	第5条	親(保護者)はふさわしい指導を 親(保護者)は、その子どもの成長のためにふさわしい指導をする責任と権 利があります。	
(5)	第6条	一人一人の子どもの生命を大切に 子どもの生命は大切にされます。子どもの生命が大切にされ、子どもが成長 できるよう、国はできるだけのことをします。	
6	第7条	名前と国籍を持てる 生まれた子どもは、名前と国籍を持てます。また、できるだけ親を知り、親 によって育てられます。	
	第8条	国籍や名前などは大切にされる 子どもの国籍や名前などは大切に扱われます。これらが大切に扱われていない時は、国はなるべく早くよい状態にします。	

7	第11条	自分の国で暮らせる 子どもは自分の国で暮らせます。国は、子どもが外国に連れ去られたり、外 国から帰れなくなったりしないようにします。
8	第12条	自分の意見を表明できる 子どもは自分の意見を表明できます。子どもの意見は、子どもの成長ぶりに あわせて大切にされます。
9	第13条	自由に表現できる 子どもは色々な方法で情報を手に入れたり、表現したりできます。ただし、 他の人に迷惑をかけてはいけません。
10	第15条	集会を開ける 子どもは自分たちの会を作ったり、その会に集まったりできます。ただし、 他の人に迷惑をかけてはいけません。
11)	第16条	プライバシーは守られる 子どもは私生活をあばかれたり、名誉を傷つけられたりしません。国はその ような行為から子どもを守ります。
12)	第17条	よい情報を手に入れられる 子どもが心や体を成長させるためによい情報を手に入れられるよう、国は テレビ番組を作る人や本を作る人たちに働きかけます。
13)	第23条	障がいのある子どもの成長は保障される 障がいのある子どもができるだけ自立し、社会に参加しやすくなるよう、国 はできるだけのことをします。
14)	第 24 条	健康を保てる 子どもは健康を保てます。子どもが病気の治療や予防を受けられるよう、国 はできるだけのことをします。
Æ	第 25 条	よい治療を受けられる 心や体の治療を必要とする子どもは、よい治療を受けられるよう、国に定期 的に病院などの状況をチェックしてもらえます。
15	第 26 条	医療保険などを受けられる 子どもは、医療保険などのサービスを受けられます。家計が苦しいなどの家庭の事情を考えながら、国はサービスをします。
16	第 28 条	教育を受けられる・義務教育は夕ダ 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。
17	第 29 条	よい教育を受けられる 子どもは、心や体の能力を精一杯発達させ、人権・文化・文明・地球環境を 大切にする、よい教育を受けられます。
18	第 31 条	休みを楽しめる 子どもは休みを与えられ、子どもらしい遊びをすることができます。また、 文化的・芸術的な生活に参加できます。
19	第32条	ひどい働き方をさせられない 子どもが安すぎる給料で働かされ、また、危ない仕事や、心や体の成長によくない仕事をさせられないよう、国は子どもを守ります。
20	第 38 条	戦争から守られる 15 歳未満の子どもは兵士とされてはいけません。戦争の被害にあった子どもを守るため、国はできることを全てします。

(参考)「公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ」(https://www.unicef.or.jp/cooperate/company/)

文字の大切さ

私は六年生の時、識字学級に通っている人たちにお話を聞きに行きました。識字学級では、二人ずつの グループに分かれ、文字を学習していました。私は二人のおばあさんから、お話を聞くことになりました。 二人とも、部落差別を受けたと言っていました。一人のおばあさんは、家が貧乏だったため小さいころか ら妹と弟の面倒を見ていました。両親は、工事現場で働いていて、仕事が休みになる雨の日にしか学校に 行くことができませんでした。そのため、ひらがなやかたかな、漢字を覚えられなかったそうです。その ことで、学校では友達からいじめられて、学校には行きたくなくなったそうです。もう一人のおばあさん は、ふつうに学校に通っていました。しかし、ある日友達に「どこに住んでいるの?」と聞かれ答えると、 急にいやな顔をされて誰も近づいてこなくなったそうです。そして次の日から、「きたない」「気持ち悪い」 などひどい言葉を投げかけられたり、いすに押しピンを置かれるような嫌がらせをされて、とうとう学校 に行けなくなってしまいました。私は、生まれた場所、住んでいる所で人を見下し、差別することに腹が たちました。文字の読み書きができないまま大人になったおばあさんたちは、生活の中でたくさんの苦労 をします。病院に行っても、自分の住所、名前が書けない。バス停の時刻表を見てもどこに行くか分から ない。看板や道路標識が読めないなど、困ることが何度もあったそうです。そして、文字そのものが、おば あさんたちの子どものころに受けたいじめを思い出し、怖かったとも言っていました。あたりまえに学校 へ通うことができた私にとって、文字の読み書きができないことが、こんなにも生活することを難しくし ているとは想像していませんでした。そして、私がこれから挑戦しようとしている高校受験や、会社に就 職する機会を持てなくなってしまうということにも気づきました。

おばあさんは、最初、識字学級に行くのは、はずかしいと思っていたそうです。理由は、おばあさんにもなって文字が書けないことを笑われたり、からかわれたりするのではないかという不安があったからです。しかし、自分の子どもや孫が文字を書けるのに、おばあさんとして情けなく悔しいという思いが、おばあさんを識字学級へ行こうという気持ちにさせていきました。通い始めてみると、みんな自分と同じつらい体験をしていたことが分かってきました。自分の思いを打ち明けることで、ここにいる仲間たちと一緒に頑張ろうと、前向きな気持ちになれたそうです。私は、識字学級を見学するまでは、悲しそうなおばあさんしか想像していませんでした。しかし、識字学級で学んでいるおばあさんたちは、あんなにもつらい体験をしたにもかかわらず、仲間や先生たちと楽しそうに学びあい、ひとつの文字が書けるようになる度にこぼれてくる笑顔がとても印象的でした。

私は、文字を書けないことのつらさ、いじめられる側の苦しさ、文字を知ったことがどれだけおばあさんたちの生きる支えになっているかを感じました。文字の読み書きは、おばあさんたちにとって、生きることそのものだったのです。

私が、つい最近公園に行くと、ペンを持った高校生くらいの人が、遊具に何かを書いているのを見ました。後で見に行くと「死ね」「うざい」「きえろ」と人の悪口が書かれていました。私は、一瞬のうちに人を傷つけてしまうこの文字を見て、とても悲しくなってきました。何の苦労もなく文字を学ぶことができたこの高校生は、文字の持つ重みを分かっていないのだと思います。

私たちの身のまわりにも、手紙やメールのやりとりの中でこの高校生と同じようなことはしていないでしょうか? 今、中高生たちの間で携帯電話のメールやサイトコミュニケーションアプリを通じて、友人の悪口を流したり、掲示板に他人を中傷する内容を書き込むことなどが社会問題になっています。軽い気持ちや冗談のつもりで書いた文字が、相手を深くきずつけていませんか?文字を軽く扱っていませんか?

おばあさんたちは、「一つでも文字が書けるようになることが、うれしくてたまらない」と言っていました。何十年もの間、文字を学びたくても学べない。そのためにいろんな苦労やつらい体験をしてきたおばあさんたちから生きる喜びを教えてもらいました。だからこそ、私は、文字を大切に遣い、その文字でまわりの人を元気にしていくような人になりたいと、心から思うようになりました。

「第35回全国中学生人権作文コンテスト入賞作品」(H27 法務省人権擁護局)

6. 参考資料

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する 状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にの っとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに 鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするととも に、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会 を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議】

○衆議院法務委員会における附帯決議(平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議(平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう 努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因 を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように 留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

世界人権宣言(要約)

- 第1条 平等権 (平等の権利)
- 第2条 差別からの自由 (差別されない権利)
- 第3条 生命、自由、人間の安全保障の権利 (自由に、安心して生きる権利)
- 第4条 奴隷からの自由 (奴隷にされない権利)
- 第5条 拷問および品位を傷つける扱いからの自由 (苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利)
- 第6条 法のもとで人として認められる権利 (いつでもひとりの人間として認められる権利)
- 第7条 法の前での平等の権利 (法律で平等に扱われる権利)
- 第8条 権限を有する裁判所により救済される権利 (裁判で守られる権利)
- 第9条 恣意的な逮捕や追放からの自由 (理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利)
- 第10条 公正な公開審理を受ける権利 (公正な裁判を受ける権利)
- 第11条 有罪が立証されるまで無罪と推定される権利 (裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利)
- 第12条 プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由(私生活の自由が守られる権利)
- 第13条 国内外における居住の自由の権利 (住む場所を自由に選べる権利)
- 第14条 迫害からの庇護を他国に求める権利 (自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利)
- 第15条 国籍を得、あるいは変更する権利 (ひとつの国の国民となる権利)
- 第16条 婚姻し家族を持つ権利 (結婚して家庭を持つ権利)
- 第17条 財産を所有する権利 (家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利)
- 第18条 思想と宗教の自由 (自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利)
- 第19条 意見と情報の権利 (意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利)
- 第20条 平和的な集会と結社の自由 (平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利)
- 第21条 政治と自由な選挙に参加する権利 (政治や選挙に参加する権利)
- 第22条 社会保障を受ける権利 (人間らしく生きることができるような保障を受ける権利)
- 第23条 望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利 (仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合 に入る権利)
- 第24条 休暇と余暇を得る権利 (休暇をとったり、余暇を楽しめる権利)
- 第25条 十分な生活水準を保持する権利(人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利)
- 第26条 教育を受ける権利 (学校に通い、ただで義務教育を受ける権利)
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利 (権利や自由を受けられるための秩序を得る権利)
- 第29条 自由で完全な発展に不可欠な社会への義務 (お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務)
- 第30条 上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由 (様々な権利や自由を国や個人から 無効にされない権利)

「人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」~実践編~ |(H20 国)

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編 ~個別的な人権課題に対する取組~(抜粋)

- ○人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した 個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていく ものと考えられる。個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階など を踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。
- ○個別的な人権課題には様々な課題があり、政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定)や「人権教育・啓発白書」(法務省・文部科学省)においても、下に掲げるような各般の課題を取り上げている。
- ○学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の 実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、 時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。各教科等の学習において個別の人権課題 に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人が その人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくこ とが望ましい。
- ○なお、個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。
- ○教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え 方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。

【同和問題】

○取組に当たっての基本的な考え方・観点

同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成 11 年7月人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。

同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、これまでの同和教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つととらえつつ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築する。

学校教育においては、家庭及び地域社会と一体となって進学意欲と学力の向上を促進するとともに、 同和問題の解決に向けた取組を推進していく。

〇関係法令等

- · 同和対策審議会答申
- ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」
- ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」
- ・同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話

7. 用語解説 権利と責任 全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、全ての人の 人権が共に尊重されることが必要です。そのためには、一人一人の人権が調和的に 行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要です。そして、 人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、自分の人権のみならず他人の人 権についても正しく理解し、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と 同様に他人の人権をも尊重することが求められます。 差別の現実から 「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、教職員や指導者等が特に重要視してき 深く学ぶ たものです。この考え方は、「被差別の子どもの生活と願いを読み取り、教育の課 題を発見していくと同時に、それを実現していく教育力を今まで顧みられることの なかった被差別民衆の中に見いだし、組織していくこと」(「部落問題・人権事典」解 放出版社)と言われています。換言すれば、単に「差別の現実」を事象として理解す るのではなく、子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で、様々にある 差別が一人一人の生活にどのように影響しているのかを深く捉え、そこから教育課 題を明らかにすることです。併せて、差別の厳しい現実を知ることを通じて、差別 への怒りを実感するとともに、エンパワメントの大切さに気づくことです。そして、 自分と差別とのかかわりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実 践を積み重ねていくことです。 鳥取県教育委員会では、昭和 40(1965)年の「同和対策審議会答申」を受け、昭和 社会的立場の自覚 50(1975)年に「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育 を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してき ました。これらの取組の中で、同和地区児童生徒等においては、保護者や地域の関 係者の理解と協力を得ながら、地区進出学習会や家庭での話合い等を通して、身近 な人の被差別体験や先人の生き方等に学び、自らと部落差別とのかかわりを考え続 けました。その中で、自信や誇りを持つとともに、主体的に部落差別を解消しよう とするようになってきました。一方、同和地区外児童生徒等においても、自らと部 落差別とのかかわりを考える中で、一人一人が部落差別をなくすことを自分の問題 として捉えるようになってきました。 このように、全ての児童生徒等が自分と差別のかかわりを見つめ、自分自身や周 りの人たちとの関係を振り返り、様々にある差別が自分たちの生活にどのように影 響を与えているかを考え、差別のない人間関係や人権が尊重された社会の実現につ ながる実践を積み重ね、自己実現を果たしていくことを「社会的立場の自覚」として います。 人権尊重の理念 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構 成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を 営むために欠かすことのできない権利です。 全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民 相互の間において共に尊重されることが必要ですが、そのためには、各人の人権が 調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要です。 そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、全ての個人が、相互に 人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を 深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人 の人権をも尊重することが求められます。 したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する 答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても 正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこ

と、すなわち、人権共存の考え方」として理解する必要があります。

同和対策事業

同和対策事業は、「同和対策事業特別措置法5条」によると、「対象地域の住民の 社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消すること」を目的とする事業 です。6条ではさらに詳細な内容規定が示されています。

それを項目別にまとめると、①生活環境の改善に関する事業、②社会福祉および公衆衛生に関する事業、③産業の振興に関する事業、④雇用促進等に関する事業、⑤教育文化の向上に関する事業、⑥人権擁護に関する事業などに分類されています。

これらは大項目であり、中項目、さらに具体的な小項目がありますが、それは各時期の「特別措置法」によって異なります。したがって、同和対策事業は差別をもたらす要因を解決することを目的として行われた事業です。

同和問題 (部落差別)

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。

その人自身の個性や特性を評価せず、逆に本人が責任の負いようがない、あるい は本人の努力では解決しがたい事情を根拠として不利益をあたえたり、人権を侵害 したりすることは許されません。

全ての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される ものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消に向けて、一人一人が同和問題に 対する理解を深めるよう努力し、部落差別のない社会を実現することが求められま す。

寝た子を起こすな

寝ている子をわざわざ起こして泣かせることはない、の意から転じて、不必要なことをしたために生じる逆効果を示すことわざです。同和問題については、「何も知らない人にわざわざ問題所在を知らせる必要はない」とする考え方と「そっと放置しておけば自然に解決していく」とする考え方の比喩的表現で使われています。

「寝た子を起こすな」式の考え方は、差別の現実に直面すれば無力であり、被差別者に忍従を強いることにつながることから、解決への消極的姿勢であるため否定すべきものです。

部落解放月間

「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和 44(1969)年7月 10 日を記念して、本県では翌年の昭和 45(1970)年に「部落解放週間」としてスタートしました。その後、昭和 48(1973)年から「部落解放月間」となり、毎年7月 10 日から8月9日の期間中、県、市町村、関係機関で連携しながら一人一人が同和問題等を正しく理解し、認識を深めるために講演会などの啓発事業が行われています。

部落と同和地区

「部落」とは、もともとは「集落」を表す語です。よって、地域によっては一般集落を「部落」と呼ぶこともあります。その一方で、「被差別部落」を略して「部落」と呼ぶことも広く一般化しています。

「同和地区」は、「被差別部落」を指す行政用語です。このような事情により、行政機関が発表する文書などには「同和地区」「同和問題」という語がよく使われていました。

しかし、厳密にいえば「同和地区」は「被差別部落」と同じではありません。行政機関によって「同和対策事業」が必要と認められた地区に限定され、歴史的には被差別部落であっても、同和地区と認定されていないところがあります。これを未指定地区と言います。

多くの場合「部落」「被差別部落」「同和地区」という語は、厳密な意味を離れ、混用 されているようです。

部落地名総鑑事件

昭和 50(1975)年、全国の被差別部落をリスト化した「部落地名総鑑」と呼ばれる 調査資料が販売され、多くの企業等が購入していたことが発覚しました。購入の動機は、採用に当たって部落出身者を排除するためだったり、結婚相手が部落出身者 かどうかを調べるためだったりしました。

この頃は、企業が従業員を採用する際に作成する社用紙に反対する運動が起こり「統一応募用紙(履歴書)」が導入されたり、戸籍謄本等を使った結婚差別に反対する運動の高まりにより戸籍の公開が制限されたりした時期でした。「部落地名総鑑」は、こうした就職や結婚に係る部落差別を撤廃するための取組に対して挑戦する形で販売されたのでした。国は、「部落地名総鑑」を悪質な差別事件として勧告しました。

その後、「部落地名総鑑」を購入した企業等は、関係行政機関や運動団体等の働きかけにより反省し、部落問題をはじめとする人権問題の解決に向けた取組を行ってきています。

しかし、近年、インターネットを利用してその内容が拡散する事態も発生しています。また、行政書士等による戸籍謄本や住民票等の不正取得事件も起きています。 個人情報が簡単に見られてしまう社会にしないためにも、その実行をくいとめる法令等の整備が求められていますし、何より部落差別の解消に向けて着実に取組を進めていくことが必要です。

身元調査

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴等を調べることは重大な人権侵害です。本人の知らないところで、本人に分からないように調べることや、身元調査に協力することはプライバシーの侵害に当たります。また、身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人等が不当に差別的取扱いを受けるという人権侵害につながります。聞き合わせによるものの他、近年では、戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得する事件も発覚しています。

本県では全ての市町村で個人情報を守る「本人通知制度」を導入しています。これは、市町村が戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図るため、身元調査を「しない、 させない、許さない」というルールを築き、私たち一人一人が改めて人権意識を高 めていく必要があります。

《参考文献》

- ·新修 部落問題事典(解放出版社)
- ·人権用語辞典(明石書店)
- ・NPO法人ニューメディア人権機構「ふらっと」HP
- ・一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)HP

教職員研修をお考えの先生方へ

あなたの学校の教職員研修をサポートします!

教職員研修講師派遣



人権教育課は、学校等が企画する教職員研修(学年単位可)に当課の指導主事を派遣し、人権教育全般 や個別の人権問題に関する研修のお手伝いをしています。研修テーマ・内容・時間等は相談に応じますの で、当課までお気軽にお問い合わせください。

※研修に係る経費(旅費等)は全て当課が負担しますので、学校等の負担はありません。

【お問合せ・申込先】

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 人権教育担当 電話:0857-26-7535 申込み申請書は、当課のホームページからダウンロードしてください。

テーマ	研修名	内 容 (例)
人権教育	鳥取県人権教育基本方針 第3次改訂 ~今、求められる人権教育~	・鳥取県がめざす人権教育 ・育てたい資質・能力 ・「普遍的な視点」と「個別的な視点」の往還 ・行動につながる「参加型学習」【演習】
同和問題	部落差別の解消をめざして 〜同和問題学習のあり方〜	・同和問題に関する状況 ・同和問題学習の授業づくりのポイント ・インターネットと人権侵害 ・課題解決に向けた授業づくり【演習】
男女共同参画	性にかかわりなく誰もが活躍 できる社会づくり 〜男女共同参画の視点から〜	・男女の格差について・ジェンダー規範とアンコンシャスバイアス・男女の格差を解消するために【演習】・多様性を尊重した学校づくり
子どもの人権	子どもにとって最もよいこと ~子どもの権利~	・子どもをめぐる人権問題 ・子どもの権利条約 ・子どもの権利を実現するために【演習】 ・子どもの権利条約の理念を生かした学校づくり
いじめの 未然防止	いじめに向かわない子どもを 育てるために ~隠れたカリキュラム~	・子どもの理解のために・いじめに向かわない子どもとは・育てたい資質・能力の育成に向けて【演習】・組織づくり、場の雰囲気づくり
性的マイノリティ の人権	誰もが自分らしく輝くために 〜多様な性のあり方と人権〜	・性のあり方をとらえるための4つの要素 ・性的マイノリティの現状と課題 ・性の多様性を尊重した学校づくり ・発達段階に応じた学習プログラム【演習】
北朝鮮当局による 拉致問題	拉致被害で奪われたもの 〜人権問題としての拉致問題〜	・拉致問題学習の進め方 ・人間らしく生きる権利【演習】 ・アニメ「めぐみ」の活用事例【演習】 ・動画による関係者からのメッセージ

[※]一覧にないテーマをご希望の場合はご相談ください。

指導参考資料(教職員用) 「部落差別の解消をめざして」

平成31年3月刊行 令和5年4月改訂

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 電話 0857-26-7535 FAX 0857-26-8176